

佐倉市地域防災計画

風水害等災害対策編

令和4年度修正

佐倉市防災会議

風水害等災害対策編

第 1 章

総 則

第1章 総則

第1節 災害の履歴

1. 風水害
2. 土砂災害

風-1-2

風-1-2

風-1-5

第1章 総則

第1節 災害の履歴

1. 風水害

本市における風水害は、主に台風や発達した低気圧の接近等による暴風雨や集中豪雨によるもののほか、近年では、大気の状態が不安定となることにより突発的に起こる局地的な大雨による水害等も発生している。

本市における洪水を起こすような湖沼・河川は、印旛沼と市中央部を流れる鹿島川、高崎川及び市西部を流れる手繰川であると考えられるが、これらの湖沼・河川については、これまでの河川改修等によって、治水安全度は着実に向上している。

しかしながら、局所的集中豪雨や都市化の進展などに起因する水害の発生がいまだ多く見られ、最近では、河川から越水する外水はん濫よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水はん濫が多くなっている。

このような内水はん濫は、都市化の進展により、宅地造成や道路舗装等による非浸透面が拡大し、雨水浸透率の低下や流下時間の短縮が進行していることや、山林や農地が減少し、自然保水機能の低下が進行していること、印旛沼や鹿島川、高崎川沿いの低地（はん濫平野・後背湿地）に造成された宅地等については、地形的に浸水しやすいこと等が原因と考えられる。

【本市における風水害の履歴】 (平成2年4月以降)

発生年月日	異常気象名	床上浸水	床下浸水	道路冠水	土砂崩れ	その他
平成2年9月13日	大雨		2			
平成2年11月4日	大雨	3	4			京成線不通
平成2年11月30日	台風28号			4	1	
平成3年8月20日	台風12号			3		
平成3年9月8日	台風15号	2 3	1 4 8		1 1	京成・JR線不通
平成3年9月19～20日	台風18号	9	9 5		7 2	京成線不通
平成3年10月9～13日	台風21号		7		4 3	京成線不通
平成3年10月17日	大雨		1		6	
平成4年10月9日	大雨		1			
平成5年6月21日	大雨		1	5		
平成5年7月25日	大雨				1	
平成5年8月27日	台風11号	3	1 1	1 0	2	京成・JR線運転中止
平成5年11月14日	大雨	2	7	5		
平成6年8月21日	大雨		1	4		

発生年月日	異常気象名	床上浸水	床下浸水	道路冠水	土砂崩れ	その他
平成6年9月17日	大雨				1	
平成7年9月16～17日	台風12号			2		
平成8年9月21～23日	台風17号	84	74	37	18	
平成13年10月10日	大雨	38	61		12	
平成14年7月15日	台風7号		22			
平成15年10月13日	大雨			14		
平成16年6月6日	大雨			18	5	
平成16年9月4日	大雨	2	62	90	14	
平成16年10月8日	台風22号		4	10	18	
平成16年12月4日	暴風				1	
平成17年8月25日	台風11号			1	1	
平成18年7月14日	大雨	2	5	1		落雷により1人死亡
平成18年9月26日	大雨	3	2	26		
平成18年10月5日	大雨		1	9	3	
平成19年7月14日	台風4号			2	1	
平成19年9月5日	台風9号			1		倒木21件
平成19年9月11日	大雨			2	1	
平成19年10月26日	台風20号			2	1	
平成20年5月19日	大雨			2		
平成20年8月16日	大雨		1	2		
平成20年8月20日	大雨			1		
平成20年8月29日	大雨	4	10	6		
平成20年9月22日	大雨			1		
平成21年1月31日	大雨			4		
平成21年5月31日	大雨				1	
平成21年6月15日	大雨			13		
平成21年6月24日	大雨			1		
平成21年8月10日	大雨	3	31	87	4	
平成21年8月30日	台風11号			2		
平成21年10月8日	台風18号			8		
平成21年10月26日	台風20号			1		
平成22年9月8日	台風9号		1	8		
平成22年9月13日	大雨		3	5		

発生年月日	異常気象名	床上浸水	床下浸水	道路冠水	土砂崩れ	その他
平成 22 年 9 月 16 日	大雨	4	2 3	5 7		
平成 22 年 9 月 28 日	大雨			8		
平成 22 年 12 月 3 日	大雨		7	7		
平成 22 年 9 月 28 日	大雨					
平成 23 年 5 月 3 日	大雨	2	1	2		
平成 23 年 9 月 21 日	台風 15 号			2 8		
平成 24 年 5 月 10 日	大雨		1			
平成 24 年 6 月 21 日	大雨			5		
平成 24 年 8 月 11 日	大雨		2	1 2		
平成 25 年 4 月 3 日	大雨・強風			1		
平成 25 年 10 月 16 日	台風 26 号	3 7	1 2 0	1 0 4	4 6	
平成 25 年 10 月 20 日	大雨			1		
平成 25 年 10 月 25 日	台風 27 号			3	1	
平成 26 年 2 月 14 日	大雪・大雨			7	6	
平成 26 年 6 月 6 日	大雨			9		倒木 1 件
平成 26 年 6 月 25 日～26 日	大雨		1	4		停電約 1,300 軒
平成 26 年 6 月 29 日	大雨			1		
平成 26 年 7 月 19 日	大雨		1	6		
平成 26 年 9 月 11 日	大雨			4		
平成 26 年 10 月 5 日	台風 18 号				1	倒木 14 件
平成 27 年 5 月 12 日～13 日	台風 6 号					倒木 2 件
平成 27 年 7 月 3 日～4 日	大雨			2 7		倒木 1 件
平成 27 年 9 月 9 日～10 日	大雨					表土剥離 1 件
平成 27 年 12 月 11 日	大雨・強風					軽傷 1 名、重傷 1 名
平成 28 年 8 月 2 日	大雨	7	1 0	1 1	6	一部損壊 1 棟
平成 28 年 8 月 22 日～23 日	台風 9 号			2		倒木 77 件、停電約 2,000 軒、一部損壊 1 棟
平成 28 年 8 月 24 日	大雨	1	1	2 0	1 0	倒木 1 件
平成 28 年 9 月 13 日	大雨		1	3	1	
平成 29 年 7 月 21 日	大雨			6		路肩崩れ 1 件
平成 29 年 9 月 28 日	大雨			4		
平成 29 年 10 月 22 日～23 日	台風 21 号			2		倒木数件、停電約 800 軒
平成 29 年 10 月 29 日	台風 22 号				1	

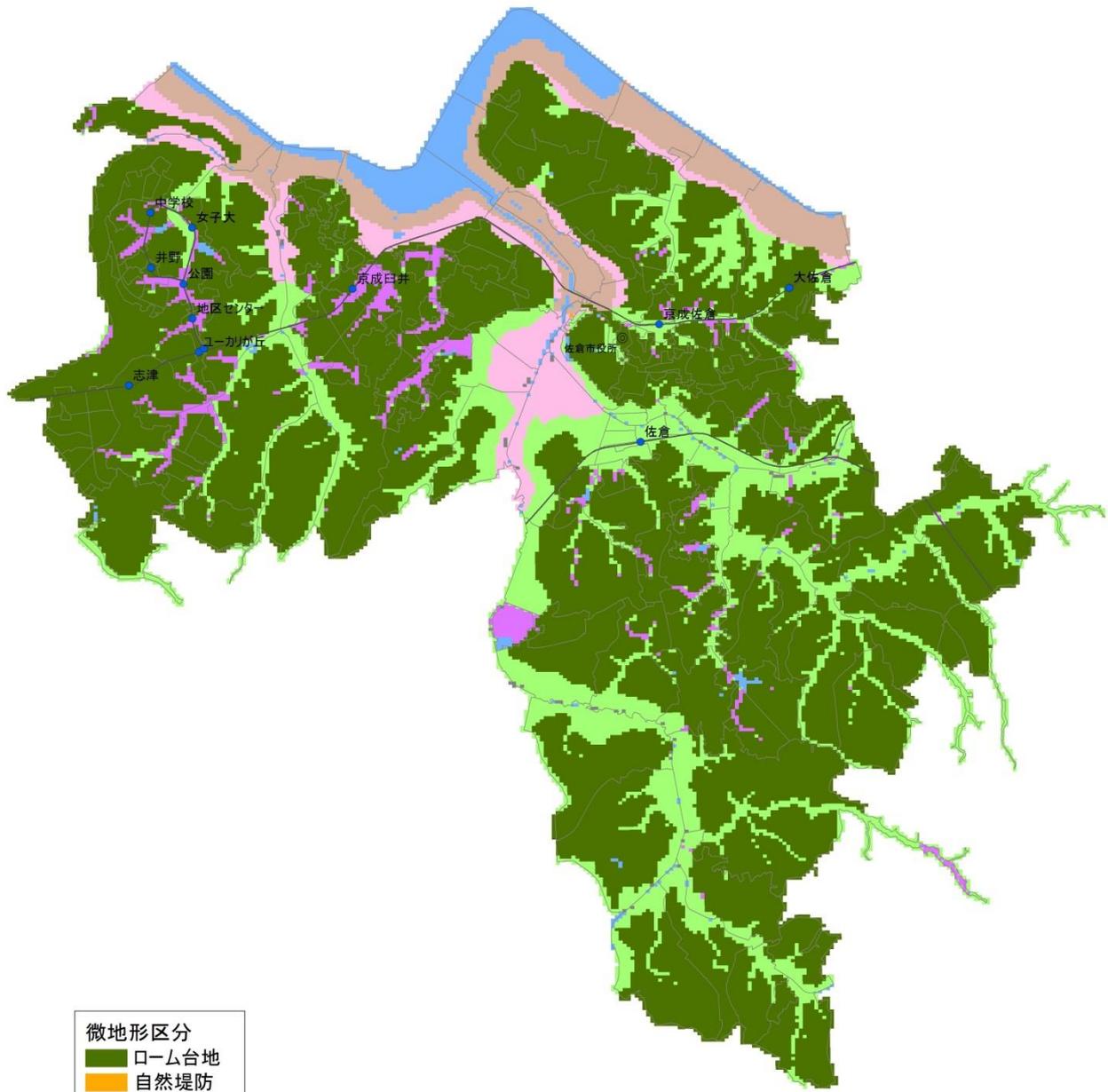
発生年月日	異常気象名	床上浸水	床下浸水	道路冠水	土砂崩れ	その他
平成30年9月28日	台風24号					一部損壊7棟
令和元年9月9日	台風15号					停電約2,400件 倒木416件 道路破損等1件 大規模半壊1棟 半壊18棟 一部損壊1,404棟
令和元年10月13日	台風19号					
令和元年10月25日	大雨	21	32	61	120	道路破損等78件 全壊2棟 大規模半壊1棟 半壊5棟 一部損壊14棟
令和2年1月28日	大雨					一部損壊1棟
令和2年4月12日	大雨					一部損壊2棟
令和2年7月18日	大雨					一部損壊1棟

2. 土砂災害

土砂災害には、主に土石流、地すべり、崖崩れがあり、本市においては、このうち、地すべりや土石流の発生の危険性は、地形・地質の状況からみて無いと考えられる。

これに対し、台地と低地の境界に斜面（段丘崖）が分布し、比高（高低差）が15～30m、傾斜が30°以上の所が多いことから、本市においては、過去に前項の【本市における風水害の履歴】に示す崖崩れの件数が発生している。

【微地形区分 (50m メッシュ単位)】



微地形区分	
■	ローム台地
■	自然堤防
■	谷底低地
■	後背湿地
■	干拓地
■	旧河道
■	人工改変地
■	水部



風水害等災害対策編

第2章

災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及・防災教育の強化	風-2-3
第2節 自主防災体制の育成	風-2-3
第3節 災害に関する調査・把握	風-2-3
第4節 都市の防災機能の強化・ライフライン確保体制の整備	風-2-3
第5節 建築物等の安全対策の推進	風-2-3
第6節 水害予防対策の推進	風-2-4
1. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	風-2-4
2. 河川改修等による水害予防対策	風-2-5
3. 気象、河川水位等の情報収集	風-2-6
4. 避難指示等の判断・伝達	風-2-6
5. 農作物等の水害予防対策	風-2-7
6. 水防活動体制等の整備	風-2-8
第7節 風害予防対策	風-2-9
1. 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	風-2-9
2. 構築物等の風害防止対策	風-2-10
3. 街路樹等の風害防止対策	風-2-10
4. 農作物等の風害防止対策	風-2-11
第8節 雪害予防対策	風-2-12
1. 道路雪害防止対策	風-2-12
2. 構築物等の雪害防止対策	風-2-12
3. 農作物等の雪害防止対策	風-2-13
第9節 地盤災害予防対策の推進	風-2-15
第10節 火災等予防対策	風-2-15
第11節 消防、救助・救急体制の整備	風-2-15
第12節 応急医療体制の整備	風-2-15

第13節	防災拠点の整備・充実	風-2-15
第14節	避難体制の確立及び避難施設等の整備	風-2-15
第15節	帰宅困難者等対策	風-2-15
第16節	要配慮者の安全確保対策	風-2-15
第17節	緊急輸送体制の整備	風-2-15
第18節	備蓄・物流体制の整備	風-2-15
第19節	防災用資機材の整備・調達	風-2-15
第20節	廃棄物等処理体制の整備	風-2-15
第21節	営農対策の推進	風-2-15
第22節	ボランティア・NPO活動環境の整備	風-2-16
第23節	情報収集伝達体制の整備	風-2-16
第24節	防災活動組織の整備	風-2-16
第25節	防災訓練	風-2-16
第26節	業務継続計画等の策定	風-2-16

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及・防災教育の強化

地震災害対策編 第2章 第1節に準じる。

第2節 自主防災体制の育成

地震災害対策編 第2章 第2節に準じる。

第3節 災害に関する調査・把握

地震災害対策編 第2章 第3節に準じる。

第4節 都市の防災機能の強化・ライフライン確保体制の整備

地震災害対策編 第2章 第4節に準じる。

第5節 建築物等の安全対策の推進

地震災害対策編 第2章 第5節に準じる。

第6節 水害予防対策の推進

危機管理部 産業振興部 土木部
都市部 上下水道部
千葉県 関係機関

《基本方針》

市、県及び関係機関は、台風や集中豪雨等に起因して発生する水害から、住民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施する等、防災対策の推進を図る。

1. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、水防法第14条に基づき、国土交通大臣又は千葉県知事が指定した浸水想定区域ごとに、水防法第15条に基づき、次に掲げる事項について推進する。

(1) 洪水ハザードマップの整備・提供

河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、市は、水害時の人的被害の防止、啓発活動等を目的に、浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深といった浸水情報や避難場所等を記載した洪水ハザードマップの整備を行う。

市は、洪水ハザードマップの整備を行った後は、住民等に対し、印刷物の配布や広報紙、インターネットによる公表等、多様な手段により、浸水想定区域の周知のほか、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な知識等の普及と防災意識の高揚を図る。

また、市は、国土交通大臣又は千葉県知事が指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深といった浸水情報の修正を受け、令和2年度に洪水ハザードマップの見直しを行っており、常に最新の情報を提供するとともに、より広く周知するよう努める。

(2) 浸水想定区域内に対する避難情報や洪水予報等の伝達方法の整備

浸水想定区域内における住民等及び浸水想定区域内に存する主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設(以下「要配慮者利用施設」という。)の施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保をいう。以下同じ。)や洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努める。

避難情報や洪水予報等の伝達については、電話、電子メール、FAX、防災行政無線等を用いる。

また、住民や要配慮者利用施設管理者等は、佐倉市メール配信サービスに登録する等により、自ら情報を取得するための備えに努める。

(3) 浸水想定区域内に存する要配慮者利用施設の防災計画策定の支援

市は、浸水想定区域内の要配慮者施設で、浸水被害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設の所有者または管理者は、災害に備えて、施設職員の任務分担、動員計画、

緊急連絡体制等を明確にした防災計画を策定する。市は当該施設の防災計画策定にあたり支援を行う。

なお、浸水想定区域内に存する要配慮者利用施設の名称及び所在地等については、資料編に掲げるとおりである。

2. 河川改修等による水害予防対策

佐倉市内の河川は、県管理の一級河川として、鹿島川や高崎川、手繰川、小竹川、印旛沼等があり、これまで、千葉県により広域河川改修事業、住宅市街地盤整備事業、総合治水対策特定河川事業等が実施されてきたほか、土地改良事業や干拓事業等により、河川改修は、ほぼ完了している。

これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や都市化の進展等に起因する水害の発生がいまだ多く見られるほか、平成25年10月及び令和元年10月には、台風などの影響により、鹿島川及び高崎川流域において、浸水被害が発生している。

このため、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。

また、市が管理する佐倉川、南部川、上手繰川、上小竹川、井野川といった準用河川や用排水路等についても、必要に応じ、治水安全度を高めるための施策の実施に努める。

(1) 河川の整備

河川管理者は、時間雨量50mm（おおむね10年に1回の降雨）に対して安全な河川整備を進める。

河川法により、河川管理者は、水系ごとに河川整備基本方針を定め、また、計画的に河川の整備を実施すべき区間について河川整備計画を定めることとなっている。

(2) 雨水排水の流出抑制

県では、地下水のかん養、平常時における河川流量の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を考慮した「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」を平成15年に策定しており、開発事業者等は、同手引に基づき、雨水排水の流出抑制対策を推進する。

また、市では、宅地等の開発行為が行われる場合、開発事業者に対し、「開発事業における雨水排水施設整備基準」に基づき、雨水の流出抑制や事業区域及びその下流における溢水等の被害の防止について、指導を行っているところであり、引き続き指導を行う。

(3) 内水はん濫等による浸水被害の防止

内水はん濫等による浸水被害を防止するため、市は、必要に応じ、排水路や排水施設等を整備するほか、既存の排水路や排水施設等が大雨時等にその機能を発揮できるよう維持管理に努める。また、市（上下水道部）は、公共下水道施設の排水機能が発揮できるよう維持管理に努めるほか、計画的に整備を進める。

(4) 農業用排水施設等の整備

農地、農業施設等における洪水、たん水等の災害を防止するため、印旛沼土地改良区や鹿島川土地改良区等の関係機関は、農業用排水施設等の整備を進めるとともに、低・湿地地域の排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に農地防災事業を推進する。

(5) 水防施設等の管理強化、危険箇所等の点検

河川や排水路、排水施設、農業用排水施設、急傾斜地崩壊防止施設等の管理者は、災害発生に備え、管理施設等について、点検及び必要な箇所に対する補修等の措置を講ずるとともに、職員等の配置計画、連絡体制、対応規則等の確認をする等により、管理の強化を図る。

特に、台風の接近等、災害発生のおそれのある場合には、事前に改めて施設の点検等の実施に努める。

このほか、河川等のはん濫、崖崩れ等のおそれのある危険箇所について、巡視・点検の徹底を図る。

(6) 道路災害による事故防止

① 道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

また、橋梁は、災害対策上重要な構造物であるため、施設管理者は、出水期に流出等のおそれがある橋梁について、維持補修等に努める。

このほか、道路冠水及び道路冠水に起因する周辺住宅地等への浸水被害を防止するため、道路管理者は、道路排水機能の維持、向上に努める。

② パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、道路管理者は、大雨時等にあつては、パトロールの実施の徹底を図るものとし、あらかじめ、職員等の配置計画、連絡体制の確認をする等により、体制の強化を図る。

③ 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、崖崩れ、道路損壊等が予想される等、交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定による通行の禁止又は制限を行う。

(7) 水防用資機材の整備

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材の整備に努めるとともに、迅速な水防活動に資する場所に水防倉庫を設置するよう努める。

なお、水防用資機材については、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

3. 気象、河川水位等の情報収集

気象、河川水位等の情報収集については、「地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第20節 情報収集伝達体制の整備」に定めるところによる。

4. 避難指示等の判断・伝達

市は、災害から住民の安全を確保するため、関係機関と相互に連携し、災害時に適切かつ迅速に高齢者等避難の発表、避難指示、緊急安全確保の発令をし、必要な措置を講じるものとする。

なお、高齢者等避難の発表、避難指示、緊急安全確保の発令基準に関する必要事項については別に定める。

5. 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川がはん濫して田畑を浸したり、洪水によって田畑を流失したり、崖崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生する等、間接のものもある。

また、被害を与える水の方から考えると、大別して二つとなる。第1は流水による直接破壊、第2は流水の運搬性である。

(1) 水害に対する恒久的な防ぎ方

① 農業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期をはずして栽培することや、水害に対して抵抗力のある作物を栽培する等、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れたうえで、利益の期待値を大きくする等の方法がとられている。農業の多角経営もこの部類に入れることができる。

要するに、時間と空間と対象を考慮して、水害による被害を最小限にしようとするものである。

② 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農業用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

農業用排水施設等の整備については、「2. 河川改修等による水害予防対策（4）農業用排水施設等の整備」に定めるところによる。

(2) 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して二つとすることができる。

第1は、水害直前の対策、第2は、水害発生中ないし直後の対策である。

① 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川堤防の補強、土のうの配置、あるいは臨時の堤防を築く等するほか、ポンプ排水等を行ない、洪水の調節に努める。

また、被災物を外に移動することも行われる。

しかし、農業被害の対象となるものの多くは移動が不可能であることから、水害の予想されるときは、水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくこと等も重要となる。

② 水害直後の対策

水害をうけた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、次のような対応が必要となる

ア 水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により、耕地の停滞水をなるべく早く除去する

イ 浸水のため根元が現れたときは、他から土をもってきて根株を固定する

ウ 収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させる

エ 病害虫防除の対策をとる。

オ 回復の見込みのないものは取りかたづける

カ 弱っている作物に生育を促す肥料をやる、また逆に窒素肥料は、水稻の水害を大きくするから、控える

6. 水防活動体制等の整備

市及び関係機関は、災害の発生時における迅速な自らの初動体制や、国・県・他市町村等からの広域応援を受けるための体制を構築するため、体制整備を行う。

(1) 水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ雨量でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

このため、水防活動体制を整備するにあたっては、降雨の有り様を踏まえる必要がある。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

① 短時間強雨

雷雨等、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、中小河川や水路の急な増水などが発生する。

② 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、低地の浸水、土石流、山・崖崩れ、河川の洪水・はん濫等、大きな災害に結びつくことが多い。

③ 一様な降り方の大雨

前線活動等による大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水等の災害に結びつく。また、土石流、山・崖崩れが発生することもある。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

(2) 水防活動体制等の整備

水防活動体制等の整備については、「地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第21節 防災活動組織の整備」に定めるところによる。

第7節 風害予防対策

危機管理部 産業振興部
都市部 関係機関

《基本方針》

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、農作物等の風害を防止又は軽減するため風害被害の予防対策を推進する。

1. 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

県及び市は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けることが必要である。

なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。

各気象情報の内容は、次表のとおりである。

気象情報	内容
予告的な気象情報	低気圧の発達等により災害に結びつく気象現象が予想される場合、24時間から2～3日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻等の激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風等）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測等から、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃

	情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。
--	---

竜巻発生確度ナウキャスト	<p>気象ドップラーレーダーの観測等を利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する(発生している)可能性のある地域分布図(10km格子単位)で表し、その1時間後までの移動を予測する。</p> <p>平常時を含めて常時10分毎に発表される。</p> <p>発生確度は「竜巻が現在発生している(又は今にも発生する)可能性の程度」を示すものである。</p>
--------------	---

(2) 身を守るための知識

台風などによる気象災害から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難することが重要となる。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動する等、安全確保に努めることが重要である。

- ① 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し
 - ア 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
 - イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
 - ウ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
 - エ 大粒の雨や雹が降り出す
- ② 発生時に屋内にいる場合
 - ア 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
 - イ 雨戸・シャッターを閉める
 - ウ 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
 - エ 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る
- ③ 発生時に屋外にいる場合
 - ア 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
 - イ 橋や陸橋の下に行かない
 - ウ 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
 - エ 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

2. 構築物等の風害防止対策

看板等の屋外広告物、その他の構築物等が強風による倒壊、落下、重複災害が発生しないよう施設管理者に対して指導に努める。

3. 街路樹等の風害防止対策

風害を受けやすい街路樹等は、台風の襲来時期前に点検・確認を行うとともに、支柱の取替、結束等を行い、強風に対する被害をできるだけ防止するよう努める。

4. 農作物等の風害防止対策

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害対策を推進するため、防風林の保全等を行うほか、果樹については、風だけでなく、降ひょう、害虫、鳥等を防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつあることから、適期に多目的防災網を設置するよう努める。

第8節 雪害予防対策

産業振興部 土木部 都市部
関係機関

《基本方針》

千葉県は、豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結などの社会機能の低下が危ぶまれること等を鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

また、農作物等の雪害を防止又は軽減するため雪害被害の予防対策を推進する。

1. 道路雪害防止対策

(1) 事前対策

道路雪害対策に向け、次に掲げる事項について事前に行うよう努める。

- ① 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- ② 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ③ 路面凍結防止剤の備蓄
- ④ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- ⑤ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- ⑥ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

(2) 除雪作業等

除雪作業等は、次により実施する。

① 除雪作業

市所有の機材やトラック類等を使用するとともに除雪委託業者の協力を得て除雪を実施する。

また、除雪の実施にあたっては、他の道路管理者と連携を図った上で実施する。

② 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備える。

また、路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布する。

③ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施する。

2. 構築物等の雪害防止対策

(1) 電気通信施設の雪害防止対策

電気通信施設の積雪による災害発生がないよう施設の強化と被害発生時における連絡体系の整備を進める。

(2) 構築物等の雪害防止対策

看板等の屋外広告物、その他の構築物等が積雪による災害発生がないよう施設管理者

に対する啓発に努める。

3. 農作物等の雪害防止対策

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの、積雪の崩壊によるものの五つに分けることができる。

なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害などがあげられる。

(1) 野菜について

① 事前対策

ア ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いことから、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

イ ビニールハウスは、積雪20cm以上になると倒壊の危険があることから、屋根の除雪に注意すると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

② 事後対策

ア 降雪後は急激に気温が低下することが多いことから、ビニールハウスやトンネルに定植したものは、寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意する。

イ 露地野菜も降雪による凍害を受け易いことから、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は、追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるようにする。

(2) 果樹について

① 事前対策

ア 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てるほか、降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要であり、特に結果樹の除雪は大切である。

イ 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、多目的防災網の設置、整備に努める。

また、必要に応じ、「寒冷紗」や「コモ」で樹を被覆する。

ただし、被覆はかけ方によって逆に荷重が加わって被害を大きくすることもあることから、樹の上部をトンガリ帽子状に被覆する。

また、幼木の被覆は1樹1束とする。

② 事後対策

ア 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあることから、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。

ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意が必要となる。

イ 融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。

ウ 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

(3) 花きについて

① 事前対策

ア 하우스等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強する。

特に、パイプハウスは、屋根部が弱いことから、中柱を立て補強する。

イ ハウス屋根の積雪は20cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。

ウ ハウス内作物の保護は、暖房器具に注意し、停電等による中断や、たき過ぎに特に注意する。

エ 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

② 事後対策

ア 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守るとともに、除雪とともに融雪に努め、施設付近に堆積しておかないよう努める。

なお、融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。

イ 露地ものについては、降雪後、くん炭等をまいて融雪に努めるとともに、併せて湿害から守る。

第9節 地盤災害予防対策の推進

地震災害対策編 第2章 第6節に準じる。

第10節 火災等予防対策

地震災害対策編 第2章 第7節に準じる。

第11節 消防、救助・救急体制の整備

地震災害対策編 第2章 第8節に準じる。

第12節 応急医療体制の整備

地震災害対策編 第2章 第9節に準じる。

第13節 防災拠点の整備・充実

地震災害対策編 第2章 第10節に準じる。

第14節 避難体制の確立及び避難施設等の整備

地震災害対策編 第2章 第11節に準じる。

第15節 帰宅困難者等対策

地震災害対策編 第2章 第12節に準じる。

第16節 要配慮者の安全確保対策

地震災害対策編 第2章 第13節に準じる。

第17節 緊急輸送体制の整備

地震災害対策編 第2章 第14節に準じる。

第18節 備蓄・物流体制の整備

地震災害対策編 第2章 第15節に準じる。

第19節 防災用資機材の整備・調達

地震災害対策編 第2章 第16節に準じる。

第20節 廃棄物等処理体制の整備

地震災害対策編 第2章 第17節に準じる。

第21節 営農対策の推進

地震災害対策編 第2章 第18節に準じる。

第22節 ボランティア・NPO活動環境の整備

地震災害対策編 第2章 第19節に準じる。

第23節 情報収集伝達体制の整備

地震災害対策編 第2章 第20節に準じる。

第24節 防災活動組織の整備

地震災害対策編 第2章 第21節に準じる。

第25節 防災訓練

地震災害対策編 第2章 第22節に準じる。

第26節 業務継続計画等の策定

地震災害対策編 第2章 第23節に準じる。

風水害等災害対策編

第3章

災害応急計画

第3章 災害応急計画

第1節 活動組織設置・組織動員	風-3-3
1. 災害対策本部の設置前の配備体制	風-3-3
2. 災害対策本部の設置及び災害対策本部設置時の配備体制	風-3-4
3. 災害活動班における動員計画	風-3-11
4. 避難所開設及び避難所配備職員等の動員計画	風-3-14
5. 災害時における職員の服務及び福利厚生	風-3-14
6. 平常業務の機能	風-3-16
7. 情報システムの復旧	風-3-16
第2節 情報の収集・伝達・報告	風-3-17
1. 通信体制	風-3-17
2. 気象情報等の収集・伝達	風-3-21
3. 佐倉市における被害情報等の収集・伝達	風-3-26
4. 国、県及び防災関係機関との被害情報等の収集・報告	風-3-30
第3節 水防活動	風-3-40
1. 水防活動に関する基本的な考え方	風-3-40
2. 水防活動実施体制	風-3-40
3. 水防活動の内容	風-3-43
4. 水防配備の解除	風-3-43
第4節 応援の要請・受入れ	風-3-45
第5節 自衛隊への災害派遣要請	風-3-45
第6節 災害広報・広聴対策	風-3-45
第7節 応急避難	風-3-45
第8節 避難所の設置・管理	風-3-45
第9節 広域避難の要請・受入れ	風-3-45
第10節 帰宅困難者等対策	風-3-45
第11節 要配慮者への対応	風-3-45

第12節	消火・救助対策	風-3-45
第13節	医療救護	風-3-45
第14節	安全確保対策	風-3-45
第15節	住家等の被害認定調査・罹災証明書等の発行	風-3-45
第16節	災害救助法の適用	風-3-45
第17節	緊急輸送活動・交通の機能確保	風-3-46
第18節	緊急物資の供給	風-3-46
第19節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等	風-3-46
第20節	行方不明者及び遺体の捜索・収容・処理及び埋葬	風-3-46
第21節	環境対策	風-3-46
第22節	保健衛生活動	風-3-46
第23節	ライフラインの応急対策	風-3-46
第24節	応急教育等	風-3-46
第25節	応急公用負担等	風-3-46
第26節	ボランティア協力対策	風-3-46

第3章 災害応急計画

第1節 活動組織設置・組織動員

《基本方針》

災害が発生した場合、人的被害にとどまらず、住宅の倒壊や流失、火災、崖崩れの発生、道路・橋梁の破損、生活関連施設の機能障害等の被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害対策基本法、佐倉市災害対策本部条例（昭和37年佐倉市条例第23号）及び佐倉市災害対策本部条例施行規則（令和3年佐倉市規則46号）の定めるところにより、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。

1. 災害対策本部の設置前の配備体制

市長は、次の配備基準に該当する場合、危機管理部長を責任者とする第1配備体制又は第2配備体制をとり、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部設置前後の配備基準及び配備体制

種 別	配備基準	配備内容	配備を要する所属・職員
第1配備	次の気象警報の1以上が佐倉市に発表されたとき（自動配備） ア 大雨警報 イ 洪水警報 ウ 暴風警報 エ 大雪警報 オ 暴風雪警報 ・深夜から明け方にかけて大雨、洪水警報の発表が予想され、危機管理部長が必要と認めたとき ・台風の暴風域が24時間以内に佐倉市にかかると予想される場合（暴風域入場確率：30%以上）で、危機管理部長が必要と認めたとき ・その他被害の発生が予想される場合で、危機管理部長が必要と認めたとき	担当職員が職場に登庁し、防災担当課等で情報収集・連絡活動が円滑に行いうる体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。 また、水防班員については、配備から除く。	○所属配備 風水害等災害発生時の配備一覧表のとおり

<p>第2 配備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されたとき（自動配備） ・台風の接近に伴い大雨警報等が発令され、かつ、台風の暴風域が12時間以内に佐倉市にかかると予想されている場合（暴風域入場確率：30%以上）で、危機管理部長が必要と認めた場合 ・その他、大きな被害が予想される場合で、危機管理部長が必要と認めたとき 	<p>第1 配備体制を強化して担当の職員が登庁し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。</p> <p>その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。</p> <p>また、水防班員については、配備担当から除く。 （庁内情報共有のため各部担当課を参集した連絡会議を開催）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○所属配備 風水害等災害発生時の配備一覧表のとおり ○各出先機関の施設管理者（避難所開設の指示があった場合） ○避難所 避難所配備職員（避難所開設の指示があった場合）
--------------	--	--	---

(2) 災害対策本部設置前の活動体制

災害が発生するおそれのある状況、又は災害発生状況に応じた活動体制をとり、情報収集及び必要な災害応急対策を実施する。

- ① 危機管理部は、銚子地方気象台が発表する気象注意報・警報等や民間気象情報サービスシステム等から収集した気象情報、千葉県防災情報システムから収集した水位情報を踏まえ、災害が発生するおそれのある場合は、危機管理部長を通じ、市長及び副市長に報告する。
- ② 危機管理部は、必要に応じ、第1 配備職員、第2 配備職員又は水防班員を現地に派遣することにより、被害の発生状況や水位等の情報を収集し、被害が発生し、又は被害の発生のおそれがある場合は、危機管理部長を通じ、市長及び副市長に報告する。
- ③ 現に災害が発生した場合は、第1 配備体制又は第2 配備体制をとっている所属において、「2. 災害対策本部の設置及び災害対策本部設置時の配備体制 (4) 災害対策本部の組織及び運営 ⑦ 災害対策本部組織の事務分掌」に基づき、災害応急対策を実施する。
また、水防班活動については、「第3 節 水防活動」に定めるところによる。

(3) 配備を解く基準

市長が、災害応急対策の必要がないと認めた場合、又は災害応急対策が概ね完了したと認めた場合。

2. 災害対策本部の設置及び災害対策本部設置時の配備体制

災害対策本部長（市長）は、次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部設置基準

- ① 佐倉市に次の特別警報が発表された場合
ア 大雨特別警報

- イ 暴風特別警報
- ウ 暴風雪特別警報
- エ 大雪特別警報

- ② 佐倉市において、災害救助法の適用を要する災害が発生した場合
- ③ 佐倉市において、大規模な災害が発生する、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、その対策を要すると認められた場合
- ④ その他災害対策本部長（市長）が設置の必要を認めたとき

(2) 災害対策本部設置時の配備基準

災害対策本部が設置された場合は、原則として第3・第4・第5配備の範囲とし、災害対策本部会議において、状況に応じて適時、配備体制の決定を行う。

なお、災害対策本部設置時には、第3配備を自動配備する。

ただし、緊急を要する場合は、災害対策本部長（市長）が決定する。

(3) 災害対策本部設置時の配備体制

種 別	配備基準	配備内容	配備を要する所属・職員
第3配備	<ul style="list-style-type: none"> ・次の気象等の特別警報が佐倉市に発表されたとき（自動配備） ア 大雨特別警報 イ 暴風特別警報 ウ 大雪特別警報 エ 暴風雪特別警報 ・台風の接近に伴い大雨警報等が発表され、かつ、台風の暴風域が佐倉市にかかることが確実と予想される場合(暴風域入場確率:70%以上)で、本部長（市長）が必要と認めたとき 	<p>第2配備体制を強化して、災害発生を防ぎよ、災害の拡大防止等の災害応急対策が円滑に行うことができる体制とする。</p> <p>その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。</p> <p>なお、水防班員については、原則として、配備から除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部 本部長 副本部長 本部員 本部付き職員 ○所属配備 風水害等災害発生時の配備一覧表のとおり ○避難所 避難所配備職員（避難所開設の指示があった場合）
第4配備	<p>気象特別警報の1以上が佐倉市に発表された場合</p> <p>災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合</p>	<p>第3配備体制を強化して応急対策活動を行う体制とする。</p> <p>その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。</p> <p>なお、水防班員については、原則として、配備から除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部 本部長 副本部長 本部員 本部付き職員 ○所属配備 風水害等災害発生時の配備一覧表のとおり ○避難所 避難所配備職員（避難所開設の指示があった場合）
第5配備 (非常登庁体制)	<p>気象特別警報の1以上が佐倉市に発表された場合</p> <p>災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合</p>	<p>市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属の全職員とする。</p>	<p>全職員</p>

(4) 災害対策本部の組織及び運営

① 本部の組織及び災害対策本部会議

災害対策本部の組織、運営については、佐倉市災害対策本部条例施行規則に示す災害対策本部組織及び事務分掌に基づくものとする。

本部においては、災害対策本部長（市長）、副本部長、本部員及び災害対策本部長（市長）が認めるその他の職員で構成する本部会議を重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、実施の指令を行う。

なお、水防班活動については、「第3節 水防活動」に定めるところによる。

② 災害対策本部事務局

災害対策本部事務局における所掌事務、職制及び事務局長等の職務については、佐倉市災害対策本部条例施行規則に示すものとする。

③ 本部付き職員

災害対策本部の運営を円滑に行うため、あらかじめ本部付き職員を指名し、災害対策本部事務局各班等に配置する。本部付き職員は、配置された各班班長の指示に基づき所掌事務を遂行するとともに、臨時避難所や市物資集積拠点を開設する必要がある場合、それぞれの開設・運営を担うものとする。

本部付き職員は、佐倉市に気象特別警報が発令されたとき等、また、市内に甚大な被害が発生する等、災害対策本部の設置が必要となった場合には、災害対策本部事務局長（危機管理課長）の指示のもと、災害対策本部事務局へ参集し、災害対策本部事務局長（危機管理課長）及び各班長の指示のもと、災害対策本部の設置・運営やその他の事務分掌に定める事務を行う。

この際、交通機関の運行停止等により、災害対策本部事務局への参集が遅延する場合、所属する部を通じ災害対策本部事務局（危機管理部）にその旨を連絡する。

④ 現地対策本部

佐倉市災害対策本部条例第5条に規定する、現地対策本部における所掌事務及び設置場所については、佐倉市災害対策本部条例施行規則に示すものとする。

【風水害等災害発生時の配備一覧表】

部	班	課名	本部設置前体制		本部設置後体制		
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備	第5 配備
危機管理部	防災班	危機管理課	○	●	●	●	●
企画政策部	秘書班	秘書課			○	●	●
	物資需給班	企画政策課			○	○	●
	広報班	広報課	○	○	○	●	●
総務部	総務管理班	行政管理課			○	○	●
		人事課			○	○	●
	システム復旧班	情報システム課			○	●	●
	会計班	会計課			○	○	●
財政部	財政班	財政課			○	○	●
	税務班	市民税課			○	○	●
		資産税課			○	○	●
		債権管理課			○	○	●
契約班	契約検査課			○	○	●	
市民部	市民窓口班	市民課		○	○	○	●
	健康保険班	健康保険課		○	○	○	●
	出張所班	各出張所・派出所・市民サービスセンター 佐倉市パスポートセンター		△	○	○	●
	市民生活班	自治人権推進課		△	○	●	●
		和田ふるさと館		△	○	●	●
		志津コミュニティセンター		△	○	●	●
		市民公益活動サポートセンター		△	○	●	●
		シニアムセンター佐倉		△	○	●	●
千代田・染井野ふれあいセンター			△	○	●	●	
消費生活センター		△	○	●	●		
福祉部	福祉班	社会福祉課		○	●	●	●
		高齢者福祉課		○	○	●	●
		介護保険課		○	○	●	●
		障害福祉課		○	○	●	●

部	班	課名	本部設置前体制		本部設置後体制		
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備	第5 配備
こども支援部	児童福祉班	こども政策課		△	○	○	●
		こども保育課		○	○	○	●
		こども家庭課		△	○	○	●
		各保育園		△	○	○	●
健康推進部	医療防疫班	健康推進課		△	○	○	●
		母子保健課		△	○	○	●
		西部保健センター		△	○	○	●
	南部保健センター		△	○	○	●	
	体育施設班	生涯スポーツ課		△	○	○	●
産業振興部	農政対策班	農政課		○	○	●	●
		佐倉草ぶえの丘		○	○	●	●
	商工対策班	商工振興課		○	○	●	●
		佐倉の魅力推進課		○	○	●	●
環境部	環境対策班	生活環境課			○	●	●
	廃棄物対策班	廃棄物対策課			○	●	●
土木部	土木班	土木管理課	○	○	●	●	●
		治水課	○	○	●	●	●
	道路班	道路維持課	○	○	●	●	●
		道路建設課	○	○	●	●	●
都市部	計画班	都市計画課 指名された職員	○	○	●	●	●
	公園緑地班	公園緑地課	○	○	●	●	●
	住宅班	住宅課	○	○	●	●	●
	建築物危険度判定班	建築指導課 指名された職員	○	○	●	●	●
	宅地危険度判定班	市街地整備課 指名された職員	○	○	●	●	●
資産経営部	管財班	資産経営課	○	○	○	○	●
	市有建築物班	施設保全課	○	○	○	○	●

部	班	課名	本部設置前体制		本部設置後体制		
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備	第5 配備
教育部	教育管理班	教育総務課		○	○	●	●
	学校教育班	学務課		△	○	○	●
		指導課		△	○	○	●
		教育センター		△	○	○	●
		各小中学校		△	○	○	●
	社会教育班	社会教育課		△	○	○	●
	文化班	文化課		△	○	○	●
	公民館班	各公民館		△	○	○	●
	幼稚園班	各幼稚園		△	○	○	●
	市民音楽ホール班	市民音楽ホール		△	○	○	●
	美術館班	市立美術館		△	○	○	●
図書館班	各図書館		△	○	○	●	
協力部	議会事務局協力班	議会事務局			○	○	●
	監査委員事務局協力班	監査委員事務局			○	○	●
	選挙管理委員会事務局協力班	選挙管理委員会事務局			○	○	●
	農業委員会事務局協力班	農業委員会事務局			○	○	●
上下水道部	※上下水道部の定める配備体制による	経営企画課			○	○	●
		水道課	△	△	○	○	●
		下水道課	△	△	○	○	●
	避難所	各指定避難所		○	○	○	●

※○…班に所属する職員のうち指名された職員が登庁

●…班に所属する全職員が登庁

△…出先機関の施設管理者（指定管理者含む）及び当該施設の所管課職員は、避難所や物資集積拠点、遺体安置所等として開設の指示があった場合、登庁

※兼務、併任職員については、原則として本務が属する部及び班の配備とする。

⑤ 災害対策本部組織の事務分掌

災害対策本部組織における避難所等の事務については、次のとおりとする。

また、各災害活動班の事務については、佐倉市災害対策本部条例施行規則に示すものとする。

避難所

班名	所掌事務
各指定避難所	1. 避難所開設・運営に関すること 2. 地区内の被災状況の把握及び連絡に関すること

水防班

(企画政策部・総務部・財政部・市民部・こども支援部・健康推進部・産業振興部・環境部・都市部・教育委員会・協力部共通事項)

班名	所掌事務
水防班	1. 部ごとに指定された場所の水防活動に関すること ※水防班の活動内容は、別途定める「第3節 水防活動」に定めるところによる。

各部共通事項

班名	所掌事務
各部共通	1. 被害状況報告に関すること 2. 職員の動員及び参集人数報告に関すること 3. 業務継続、業務再開及び復旧に関すること 4. 部内他班の応援に関すること 5. 関連専門分野のボランティア・NPOの受入れに関すること

(5) 災害対策本部会議決定事項の通知

災害対策本部会議の決定事項のうち必要と認める事項は、そのつど危機管理部長が防災関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、佐倉市イントラネット、庁内放送、電話、FAX又は使送等により、速やかに各職員に周知徹底を図る。

(6) 災害対策本部設置場所

災害対策本部は、佐倉市役所敷地内に設置する。

災害対策本部会議は、佐倉市役所社会福祉センター3階会議室に置くものとし、災害対策本部事務局を佐倉市役所社会福祉センター3階危機管理部に置く。

佐倉市役所社会福祉センターに災害対策本部会議及び災害対策本部事務局を置くことができない場合は、佐倉市役所敷地内に存する他の施設のうちから代替施設を選定する。

なお、佐倉市役所敷地内では災害対策本部としての機能を発揮又は維持することが困難な場合は、ミレニアムセンター佐倉に設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡し、周知徹底を図る。

災害対策本部を設置する場合、災害対策本部事務局（危機管理部）は、直ちに設置される部屋を点検し、必要な機器等を配置する。

(7) 本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、「佐倉市災害対策本部」の標識を掲示する。

(8) 佐倉市八街市酒々井町消防組合への出動及び応援要請

災害対策本部長（市長）は、災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部事務局（危機管理部）を通じて、その旨を速やかに佐倉市八街市酒々井町消防組合に連絡する。

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、災害の状況により独自に災害現場に出動し活動するが、災害の規模により災害対策本部だけでは対処できないと災害対策本部長（市長）が判断したときは、災害対策本部事務局（危機管理部）を通じて佐倉市八街市酒々井町消防組合に対して、出動及び応援の要請を行う。

(9) 職務・権限の代理

① 副本部長

災害対策本部長（市長）不在時、又は災害対策本部長（市長）に事故があるときは、佐倉市災害対策本部条例施行規則の規定により副本部長（副市長）が本部長の職務・権限を代理する。

② 危機管理部長

危機管理部長は、災害時その他緊急の対応を要する事態において、災害対策本部長（市長）又は副本部長（副市長）の命を受け、災害応急対策に関する事務の総合調整を行う。

また、災害時その他緊急の対応を要する事態において、災害対策本部長（市長）又は副本部長（副市長）が不在の場合、危機管理部長は、災害応急対策に関することについて代決することができる。

③ 各部・各班の長の代理

各部長の代理は、各部の班長が務める。

班長が複数いる場合は、あらかじめ各部長が職務・権限を代理する班長を指名する。

また、班長の代理は、副班長とし、あらかじめ各部長が指名する。

(10) 災害対策本部の閉鎖及び災害復旧・復興本部の設置

災害対策本部長（市長）は、佐倉市災害対策本部条例施行規則の規定により、災害対策本部を設置した後において、災害又は災害の発生するおそれが解消したため災害対策本部を設置しておく必要がなくなったと認めたときは、災害対策本部を閉鎖することができるものとする。

ただし、被災者への生活再建支援や災害復興事業を実施する必要がある場合には、災害復旧・復興本部を設置する。

(11) 設置及び閉鎖の通知

本部長（市長）は、災害対策本部を設置又は閉鎖した場合は、各部、知事、関係機関、報道機関、住民等にその旨を通知する。

3. 災害活動班における動員計画

(1) 配備計画

① 災害活動班及び出動職員の編成

原則として、各部長が部内を調整して、あらかじめ必要な災害活動班及び出動職員を編成しておくものとし、防災活動の準備又は実施のため、配備職員に災害活動班及び出動職員の編成について周知徹底する。

各課長は、配備指令に直ちに応じられるよう、所属の職員について、あらかじめ第2配備から第4配備までの指令ごとの出動職員を把握するとともに、各職員に周知徹底する。

② 連絡体制の整備

防災担当等による情報収集・連絡活動が円滑に行えるようにするほか、上位の配備体制への移行時に速やかに職員の動員が行えるようにすることを目的に、あらかじめ各課等において連絡員等の所要人員を定める。

③ 災害活動班長の役割等

各部の部長は、あらかじめ災害活動班ごとに班長を指名する。

指名された班長は班内の業務の総括を行う他、原則として、本部連絡員を通じての災害対策本部との連絡及び部内の調整等を行う。

④ 本部連絡員の役割等

各部長は、あらかじめ部ごとに本部連絡員を指名する。

指名された本部連絡員は、本部員の指示により、災害対策本部との連絡及び部内の調整等を行う。

また、平常時においては部内の災害対策に関する調整、危機管理部との連絡、調整を行う。

⑤ 副班長の役割等

各部長は、あらかじめ副班長を指名する。

副班長は、班長を補佐し、班長不在の場合は、班長の代理として班内の業務を統括する。

班長が複数いる場合は、あらかじめ、各部長が班長の代理として班内の業務を統括する班長を指名する。

(2) 勤務時間内の動員方法

各部への連絡は、災害対策本部事務局（危機管理部）が佐倉市イントラネット、庁内放送、電話、FAX又は使送等によって行うものとし、佐倉市イントラネット、庁内放送、電話、FAX又は使送等の通知により、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替えるものとする。

(3) 勤務時間外の動員方法

① 自動参集による動員

危機管理部職員は、民間気象情報サービスシステムから送信される気象注意報・警報等の情報を確認し、動員基準に該当する場合は、直ちに参集する。

また、危機管理部職員は、参集後、災害情報の様態や程度等を勘案し、動員基準に該当する関係部局長等に職員参集の依頼を行うものとし、危機管理部長は、災害情報や配備体制等について、市長及び副市長に報告を行う。

③ 参集連絡等による動員

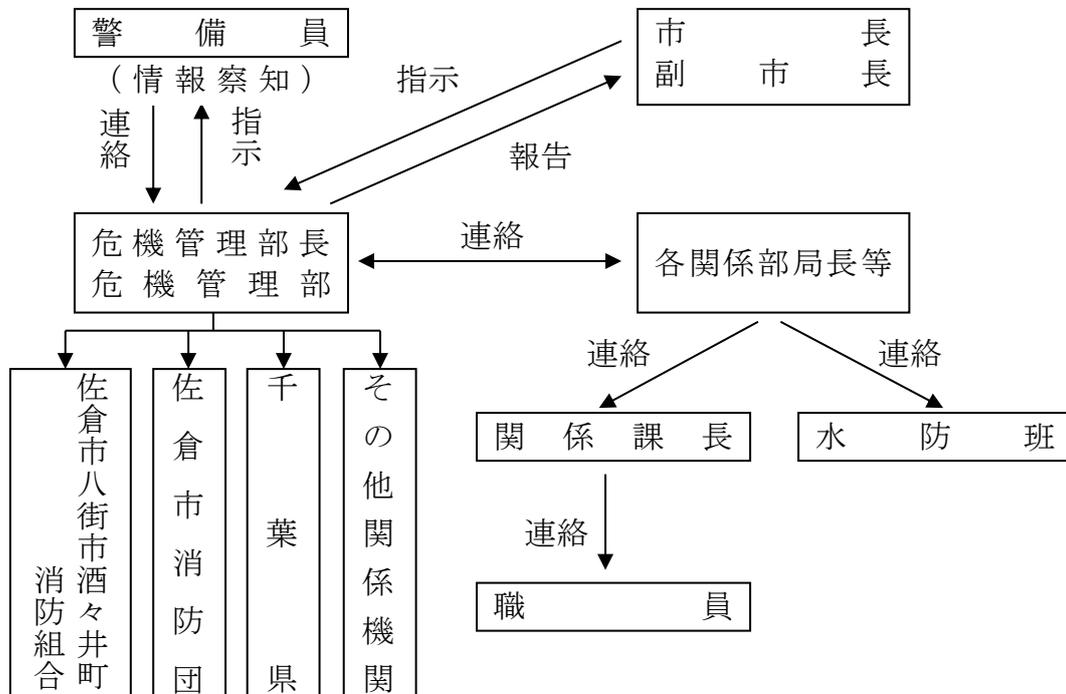
警備員は、災害発生を察知した場合は、別途定める「自然災害等に関する緊急情報の伝達マニュアル」等に基づき、直ちに危機管理部長又は危機管理部職員に対し、情報の伝達を行う。

危機管理部長又は危機管理部職員は、関係部局長等に情報の伝達を行うほか、災害情報の様態や程度等を勘案し、関係部局長等に職員参集の依頼を行うものとし、危機

管理部長は、災害情報や配備体制等について、市長及び副市長に報告を行う。

また、関係部局長は、危機管理部長又は危機管理部職員より職員参集依頼があった場合は、あらかじめ定めた災害活動班及び出動職員編成に基づき、職員への参集指示を行う。

【勤務時間外の動員連絡系統】



(4) 各部の本部連絡員による体制確立後の報告

災害対策本部長（市長）の配備体制の指示に基づき各部が体制の確立を完了したときは、直ちに本部連絡員を通じて災害対策本部事務局（危機管理部）に報告し、災害対策本部事務局（危機管理部長）は、災害対策本部長（市長）に報告する。

(5) 人員の確保・調整及び過渡的措置

① 第1配備から第4配備の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、現状の配備体制で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を災害対策本部事務局（危機管理部）へ報告する。

ただし、状況に応じ、他の部から応援を求めることが適当と判断されるときは、災害対策本部事務局（危機管理部）を通じて、災害対策本部長（市長）（災害対策本部設置前においては危機管理部）に応援要請を行い、必要数の応援を受ける。

② 第5配備の場合等、部内の全職員が配備されている場合

災害時の状況及び応急措置の推移により、災害対策本部長（市長）は、必要に応じて各部の所属する職員を他の部に応援させる。

そのため災害対策本部の設置後、各部長は動員者数を災害対策本部事務局（危機管理部）まで速やかに報告するとともに、応援の必要がある場合は、災害対策本部事務局（危機管理部）を通じて、災害対策本部長（市長）に応援要請を行い、必要数の応援を受ける。

③ 過渡的措置

各部長は、勤務時間外において非常時の配備体制に移行した際に、初動の段階では、参集職員数が少ないことが想定されることから、過渡的措置として職員の参集状況に応じて、順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

(6) 県及び防災関係機関への動員状況の報告及び連絡

災害対策本部事務局（危機管理部）は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、防災関係機関に連絡する。

4. 避難所開設及び避難所配備職員等の動員計画

避難者への支援及び被害の概要を早期に把握して、災害対策本部における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、災害対策本部長（市長）は、避難所配備職員等を派遣する。

なお、各避難所の設置・管理の方法等については、「第8節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

(1) 派遣基準

次の基準に該当する場合、災害対策本部長（市長）は、指定避難所又は臨時避難所を開設し、避難所配備職員等を派遣する。

- ① 避難準備情報の発表、避難指示を行った場合
- ② 警戒区域を設定した場合
- ③ その他、現に被害を受け、避難を要する住民等がいる場合

(2) 動員方法

避難所長及び副所長は、指定避難所の開設の指示を受けたときは、直ちにその他の避難所配備職員に対し、参集の指示を行う。

臨時避難所を開設する必要がある場合、災害対策本部長（市長）は、災害対策本部事務局本部付き職員等（以下「臨時避難所派遣職員」という。）を派遣するものとし、派遣の際に避難所長に相当する職員（以下「避難所長相当職員」という。）を指名する。

(3) 避難所配備職員の参集拠点

避難所配備職員の参集拠点は、あらかじめ指定された指定避難所とする。

5. 災害時における職員の服務及び福利厚生

(1) 災害時における職員の服務等

- ① 職員は、佐倉市地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部組織における班長の指揮に従って災害対応に従事しなければならない。
- ② 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集することとする。
- ③ 全ての非常参集の免除を受けていない職員は、参集する義務を負うものとする。

(2) 非常参集を免除する者

次に掲げる職員は、非常参集を免除する。

- ① 病気、育児又は介護等のため許可を受けて特別休暇又は休職中の者

- ② 災害により死亡又は重度の負傷を負った者
- ③ その他所属長がやむをえない理由のため参集できないと認めた者

ただし、自宅建物の被災を理由とすることや保護等を要請することができる親類縁者等がいるにも関わらず家族の死亡又は負傷を理由とすること、遠方に居住していることを理由とすることはできないものとする。

(3) 非常参集の準備

風水害等災害が発生した場合は、通信が途絶すること、公共交通機関の麻痺等による交通の途絶のため登庁までに時間を要すること等を考慮し、全ての職員は、日常から参集場所までの所用時間、経路及び代替手段等を十分把握しておき、災害発生時は速やかに参集できるように準備しておくものとする。

(4) 宿泊施設等の確保

災害対応の長期化に備えるほか、他の市町村の職員等の受入れ等を考慮し、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・思考力・判断力持続のため、宿泊施設等の確保を図る。

宿泊及び一時的な仮眠施設については、庁舎内に専用の部屋を確保するほか、必要に応じ、市有施設の利用や民間宿泊施設等の借り上げによって対応する。

市職員の宿泊及び仮眠施設の確保及び全体の管理、調整については、総務部総務管理班と資産経営部管財班との協議のもと実施するものとし、派遣職員等の宿泊施設の手配等については、総務部総務管理班において実施する。

なお、宿泊施設の候補地としては、佐倉草ぶえの丘、佐倉市立青少年センターや市営住宅が考えられる。

ただし、市営住宅については、「第19節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等」に定めるとおり、被災者用応急住宅として、提供することとしている。このため、原則として、被災者用応急住宅としての提供を優先する。

また、指定避難所、臨時避難所においては、施設管理者との協議のもと、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員にて、仮眠場所等を確保する。

(5) 食糧・飲料水・その他生活必需物資の調達及び配給

災害対応の長期化に備えるほか、他の市町村の職員等の受入れ等を考慮し、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・思考力・判断力持続のため、災害対策従事者用の食糧・飲料水・その他生活必需物資の確保を図る。

災害対策従事者への食糧・飲料水・その他生活必需物資の配給については、企画政策部物資需給班が本部付き職員の応援を得て、協定業者等から調達し、輸送の合理化の観点から、被災者への食糧・飲料水・その他生活必需物資の配送と合わせて、実施する。

なお、避難所においては、災害対策本部への被災者用の食糧・飲料水・その他生活必需物資の要請に合わせ、災害対策従事者用の食糧・飲料水・その他生活必需物資についても要請を行い、必要数の確保に努める。

(6) 職員の安全確保

災害対策本部長（市長）をはじめ、災害応急対策の実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する職員の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(7) 職員の健康管理

災害対策本部長（市長）をはじめ、災害応急対策の実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する職員の健康管理に十分に配慮しなければならない。

具体的には、所掌業務等を勘案し、職員に休憩時間を与える又は一時帰宅させるといった措置を講じる。

なお、指定避難所、臨時避難所にあつては、職員の健康管理に関する権限は、それぞれ避難所長、避難所長相当職員がそれぞれ有するものとする。

6. 平常業務の機能

災害配備体制下においても、継続しなければならない平常業務については、継続して実施する。

また、地震発生からの時間経過とともに、災害対策本部事務局（危機管理部）と協議のうえ、市民サービス部門等から順次平常業務を再開する。

7. 情報システムの復旧

災害応急対応に関する各業務の効率的な遂行に資するため、総務部システム復旧班は、情報システムの被害状況を調査し、優先業務に係る情報システムから復旧を実施する。

(1) 情報システム復旧の準備

総務部システム復旧班は、主に次のような情報システム復旧作業に必要なものを準備する。

- ① 情報システム復旧に関する技術者の受け入れ態勢の整備
- ② 代替手段の整備
- ③ 情報システム復旧に関する技術者の宿泊場所、食事、車両の手配

(2) 情報システム復旧の実施

総務部システム復旧班は、準備が整い次第、情報システム復旧作業を実施する。

第2節 情報の収集・伝達・報告

《基本方針》

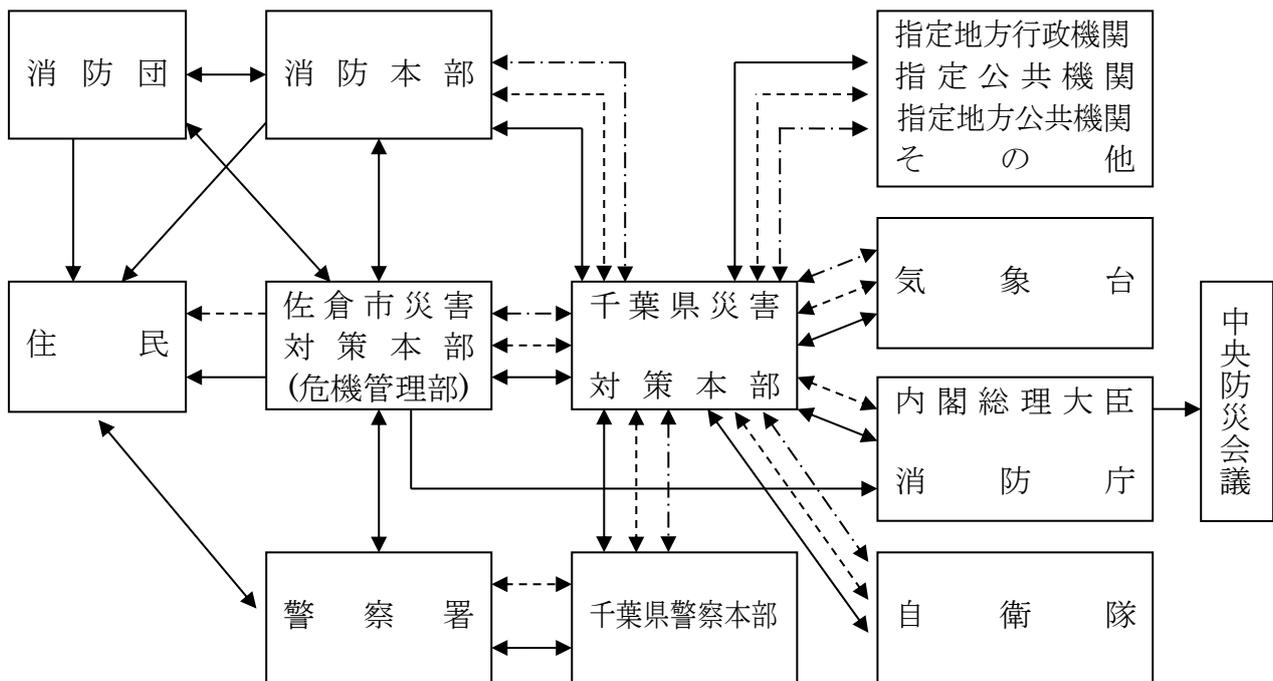
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害を最小限にとどめるため、気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要であることから、防災行政無線や電子メール等を活用し、情報伝達活動を行う。

また、円滑な応急対策活動を実施するため、県及び関係機関との連携のもとに、千葉県防災行政無線や千葉県防災情報システム、その他の情報収集伝達手段を活用し、被害状況の把握及び災害応急対策の実施のための情報収集・伝達活動を行う。

1. 通信体制

市、県及び関係機関は、迅速かつ的確に通信できるシステムを確保する。
風水害等災害発生時の情報連絡の流れは次のとおりである。

【通信連絡システム】



←···· 千葉県防災情報システム

←—— 有線又は口頭

←---- 無線

(1) 通信連絡体制の確保

市及び防災関係機関は、災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達、その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常の際における通信連絡体制を確保する。

① 指定電話及び連絡責任者

ア 市及び防災関係機関は、指定電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図る。

イ 各機関は、災害時においては指定電話を平常業務に使用することを制限し、連絡責

任者の統括のもとに通信連絡にあたる。

ウ 防災関係機関は、指定電話及び連絡責任者に変更があった場合は、すみやかに佐倉市災害対策本部事務局(危機管理部)に報告する。

(2) 通信手段の確保

一般加入電話、携帯電話、FAX又はインターネット等の通信手段が利用できる場合は、基本的に当該通信回線を利用するが、これら手段が利用不能となった場合は、主に次のような通信設備等を利用し、風水害等災害発生時における通信手段を確保する。

なお、危機管理部は、風水害等災害発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに市に設置されている防災行政無線等の通信機能を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。

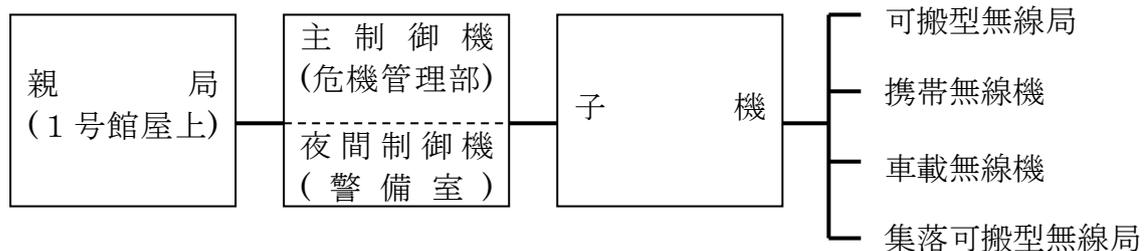
① 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システム

市と県との間における情報の収集、伝達は、基本的に千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムによって行う。

② 市防災行政無線（移動系）

災害の発生または発生のおそれがある場合における各部各班等への指示、通知、伝達その他必要な連絡等の通信を行う。

【防災行政無線(移動系)系統図】



周波数：466.6625MHz

出力：5W

③ 市防災行政無線（同報系（固定系））

災害の発生又は発生のおそれのある場合に、住民等に対し適切な情報の伝達等を行うため市内に設置した子局及び防災ラジオ、防災行政無線テレフォンサービスによる広報を行う。

なお、市防災行政無線（同報系（固定系））は、現在、各種情報の住民等への伝達手段として整備拡充に努めているところであるが、指定避難所等に対する情報伝達等の手段でもあることから、必要に応じ、指定避難所等に対する指示、通知、情報伝達の手段として利用する。

④ 消防無線

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、消防無線や消防電話等を活用して各消防署、市及び関係機関と情報連絡等の通信を行う。

⑤ 災害時優先電話

施設を有する市をはじめとする関係機関は、災害発生時における通信連絡を確保するため、平常時より各施設に配置されている電話の災害時優先電話指定について、

東日本電信電話株式会社に対し要請を行うものとし、指定がなされた後は、当該電話番号を職員に周知するとともに、災害発生時には当該電話回線から発信を行うよう周知を行う。なお、佐倉市役所における災害時優先電話指定については、施設を管理する所属が実施する。

また、危機管理部は、平常時より市所有の携帯電話の災害時優先電話指定について、契約先携帯電話事業者に対し要請を行い、指定がされた携帯電話を指定避難所に優先的に配置するよう努める。

災害時優先電話指定がなされている電話が配置されている施設においては、災害時優先電話指定電話を利用した指示、通知、伝達その他必要な連絡等の通信を行う。

なお、災害時優先電話については、発信制限を受けずに通話が可能となるもので、当該電話が受信している状態では、災害時優先電話としての機能を発揮できないことから、次の点について留意する。

ア 原則として発信専用回線として使用し、受信は災害時優先電話指定を受けていない回線を使用する。

イ 災害時優先電話指定回線に対しては、発信を行わない。

ウ 災害時優先電話の電話番号については、公表しない。

⑥ 非常扱い及び緊急扱い電報

危機管理部は、必要に応じて、東日本電信電話株式会社に対し、非常扱い及び緊急扱い電報を申し込み、一般の電報に優先して取り扱うよう要請する。

ア 非常扱い電報

災害の予防・救援、交通・通信・電力供給確保、治安維持のために必要な事項を内容とする電報で、他に優先して伝送及び配達される電報である。

イ 緊急扱い電報

非常扱い電報以外の公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする電報で、伝送及び配達される順位は非常扱い電報に次ぐ扱いとなる。

ウ 利用方法

- 1) 東日本電信電話株式会社に対し発信を依頼する。(局番なしの115へ申し込む)
- 2) 発信人は、「非常扱い電報」又は「緊急扱い電報」である旨を告げる。
- 3) 発信人は、東日本電信電話株式会社から請求があった場合、「非常扱い電報」又は「緊急扱い電報」の適用範囲に該当するものであることを証明しなければならない。

(3) 県、近隣市町村及び関係機関との通信連絡の方法

① 千葉県防災行政無線等が利用可能な場合

市に設置された千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、一般加入電話、携帯電話、FAX又はインターネット等の通信手段が利用できる場合は、基本的に当該通信回線を利用する。

② 千葉県防災行政無線等が利用不能な場合（非常通信）

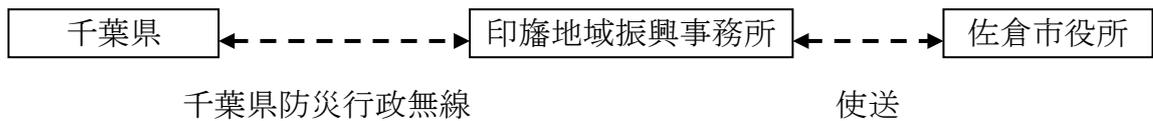
市は、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、一般加入電話及び携帯電話が利用できない場合は、次のような措置を講じる。

ア 地方通信ルート

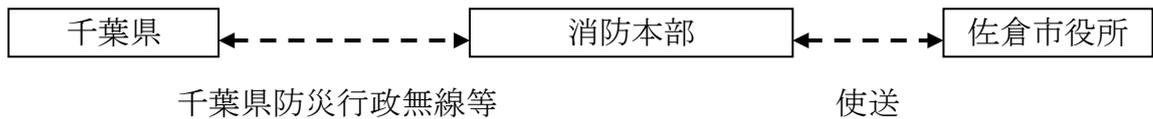
千葉県では、市と千葉県との間で直接通信を行うことができない場合に備え、「地方通信ルート」を定めている。危機管理部は、市に設置された千葉県防災行政無線、

千葉県防災情報システム、一般加入電話及び携帯電話が利用できない場合は、「地方通信ルート」により通信を実施する。

1) 印旛地域振興事務所経由



2) 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部経由



3) 千葉県警察佐倉警察署経由



イ 非常扱い及び緊急扱い電報

危機管理部は、「(2) 通信手段の確保」に定めるところに基づき、非常扱い及び緊急扱い電報の利用を要請する。

ウ その他機関の自営通信回線等の利用

危機管理部は、電波法第52条、災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条に基づき、佐倉市八街市酒々井町消防組合や千葉県警察佐倉警察署等に自営通信回線等の利用を要請することができる。

なお、利用要請の方法については、次のとおりである。

- 1) 非常通信※に該当するか検討する。
- 2) 各機関の通信回線及び伝達先の所在地を確認し、佐倉市と伝達先との間に通信回線を有する機関を選択し、当該機関に依頼を行う。
- 3) 以下の事項を記載した伝達先あての電文を作成する。
 - ・用紙の余白冒頭に朱書で「非常」
 - ・伝達先の住所、氏名（職名）、電話番号
 - ・本文及び本文の末尾に発信者名
 - ・用紙の余白末尾に発信者の住所、氏名（職名）、電話番号
- 4) 依頼先へ電文を持参し依頼を行う。

※ 非常通信の条件（以下の点にすべて合致する場合）

- ・地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ・有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難な場合
- ・人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序維持のために行う必要がある場合

③ 全ての通信連絡施設が途絶した場合

全ての通信連絡施設が途絶した場合、市は、県や近隣市町村、関係機関との通信を行うにあたり、直ちに復旧できる見込みである場合を除き、職員を派遣する。

(4) 職員の派遣等

全ての通信連絡施設が途絶した場合以外であっても、関係機関との連携を図る必要がある場合には、職員を派遣する。この場合、当該派遣職員に携帯電話等を可能な限り携行させる。

また、関係機関との連携を図るため、必要に応じ、関係機関の職員の派遣を要請するとともに、当該派遣職員と所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

(5) 災害現場等出動者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、市防災行政無線（移動系）又は使送（庁用車、バイク、徒歩等）等の適当な手段によって行う。

2. 気象情報等の収集・伝達

(1) 気象情報等の収集

危機管理部は、千葉県防災行政無線、民間気象情報サービスシステム等を通じて、気象庁の発表する気象注意報、警報、特別警報等を速やかに収集する。

また、県と銚子地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報についても、同様に、千葉県防災行政無線、民間気象情報サービスシステム等を通じて、速やかに収集する。

なお、本市に発表される気象情報等は、次のとおりである。

① 気象注意報、警報及び特別警報

ア 注意報

気象・水象等により被害が予想される場合に発表される。

注意報の種類		配備体制等
気象注意報	※風雪注意報 強風注意報 ※大雨注意報 ※大雪注意報 濃霧注意報 雷注意報 乾燥注意報 着氷（雪）注意報 低温注意報 霜注意報	※の気象注意報の1以上が佐倉市に発表され、又は災害が発生するおそれがあり、市長が必要と認めた場合には、危機管理部職員は速やかに情報を収集する。
※洪水注意報 ※浸水注意報 ※地面現象注意報 （浸水注意報及び地面現象注意報は、大雨注意報に含めて発表される。）		

イ 警報

気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。

警報の種類		配備体制等
気象警報	※暴風警報 ※暴風雪警報 ※大雨警報 ※大雪警報	※の気象警報の1以上が佐倉市に発表され、又は災害が発生するおそれがあり、市長が必要と認めた場合、第1配備体制もしくは第2配備体制とする。 ただし、佐倉市において、大規模な災害が発生する、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、その対策を要すると認められた場合は、第3配備以上の体制とする。
※洪水警報 ※浸水警報 ※地面現象警報 (浸水警報及び地面現象警報は、大雨警報に含めて発表される。)		

ウ 特別警報

予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。

警報の種類		配備体制等
気象特別警報	※暴風特別警報 ※暴風雪特別警報 ※大雨特別警報 ※大雪特別警報	※の気象特別警報の1以上が佐倉市に発表された場合、第3配備以上の体制とする。
※地面現象特別警報 (地面現象特別警報は、大雨特別警報に含めて発表される。)		

エ 水防用気象注意報・警報の取扱い

水防活動の利用に適合する注意報又は警報で、災害の起こるおそれがある場合に、その旨を注意又は警告して行う予報であり、次に掲げる種類ごとの注意報・警報をもって代えることとされている。

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

② 気象情報

気象等の予報に係りのある台風、その他の気象現象等についての情報であり、発表形式は、標題、発表年月日時、気象官署名、見出し、本文となっている。

主な役割としては、次のとおりであり、気象注意報、警報及び特別警報と同様に重要な情報となっている。

ア 警報や注意報に先立つ注意の喚起

警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかけるという役割であり、2

4時間から2～3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表される。

イ 警報や注意報の補完

警報や注意報の内容を補完して現象の経過や予想、防災上の注意点を解説するという役割であり、警報や注意報を発表している間に、その利用価値を高め、防災対策への支援をより効果的にするために、現象の推移や観測成果、防災上の注意事項などを具体的に知らせることが必要であるときに発表される。

なお、この場合、警報や注意報に含めて、発表される。

ウ 記録的な短時間の大雨を観測したときの一層の警戒喚起

数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるという役割であり、この場合、「記録的短時間大雨情報」として情報が行われる。

なお、千葉県の場合、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測した場合に「記録的短時間大雨情報」が発表されることとなっている。

エ 社会的に影響の大きな天候についての解説等

社会的に影響の大きな天候について注意を呼びかけたり、解説したりするという役割であり、長雨や少雨、低温等、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に大きな影響が予想される場合等に発表される。

③ 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、銚子地方気象台から千葉県単位で発表される。

有効期間は、発表から1時間とされているが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。

なお、竜巻注意情報の確度を向上させるため、平成26年9月2日からは、竜巻発生に関する情報を含む竜巻注意情報の運用が開始されている。

④ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき、県と銚子地方気象台が共同発表するものであり、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度がさらに高まった時に、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援することを目的としている。

ア 土砂災害警戒情報の発表基準

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が、土砂災害発生危険基準線（Critical Line 以下「CL」という。）を超過するときに発表される。

イ 土砂災害警戒情報の解除基準

降雨の実況値を基に作成した指標が、CLを下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合、解除される。

なお、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標がCLを下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ、解除する場合もある。

ウ 特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模などを詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

エ 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。

このため、県は、平成19年12月17日付け国土交通省及び気象庁の事務連絡「土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準について」に基づき、地震等の発生後における土砂災害警戒情報の発表・解除に関する暫定的な運用基準を銚子地方气象台と協議したうえで設定し、「千葉県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に定め、地震等発生時における土砂災害警戒情報の暫定基準を運用することとしている。

(2) 気象情報、その他災害情報等の伝達

① 勤務時間内の情報の伝達

県等から伝達された情報や民間気象情報サービスシステム等から収集した情報について、佐倉市イントラネットや電話、庁内放送、使送によって職員に伝達する。

② 勤務時間外の情報の伝達

県等から伝達された情報や民間気象情報サービスシステム等から収集した情報について、危機管理部長又は危機管理部職員が受理し、あらかじめ定められた方法によって、市長、副市長及び各部の部長に伝達する。

また、住民等からの通報により把握した災害情報等については、その第一報を警備員が受信するケースがほとんどであることから、緊急情報の伝達マニュアルに基づき、警備員は、受信した災害情報等について、危機管理部長、危機管理部職員又は当該被害に係る所属に対し、速やかに伝達を行う。

(3) 気象情報等の提供

気象庁の発表する気象注意報、警報、特別警報等及び県と銚子地方气象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を住民に迅速に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）を利用した市防災行政無線（同報系（固定系））及びメール配信サービスによる伝達を行う。

また、必要に応じ、株式会社広域高速ネット二九六（ケーブルネット296）による緊急情報の放送を行うほか、市ホームページ、SNS等による情報伝達を行う。

(4) 火災情報

① 火災発生の通報は、通常の場合、住民からの119番通報等による。

② 電話不通時は、住民から各消防署等への使送等による通報及び指定避難所等からの情報による。

(5) 異常現象の発見及び通報

① 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条の規定に基づき、速やかに市、佐倉市八街市酒々井町消防組合又は千葉県警察佐倉警察署に通報する。

② 市長は、災害対策基本法第54条の規定に基づき、異常現象の通報を受けた場合、銚子地方气象台、その災害に係りのある近隣市町村、最寄りの県出先機関（印旛地域振興

事務所、印旛土木事務所）及び千葉県警察佐倉警察署等に通報し、状況に応じて警戒区域等の設定を行い、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

また、市長は、異常現象の通報を受けた場合、職員への参集指示を行うものとし、職員への参集指示及び情報伝達の方法等については、「第1節 活動組織設置・組織動員」に定めるところによる。

(6) 気象通報

気象庁では、次の気象通報を行っており、各関係機関は、当該気象通報の受信、伝達又は活用に努める。

① 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定により行われる通報である。

火災の危険があると認めたときは、銚子地方気象台がその状況を千葉県知事に通報することとなっている。

なお、火災気象通報の基準は、次のとおりである。

ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき

イ 平均風速13m以上の風が吹く見込みのとき

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。

② 鉄道気象通報

気象庁総務部長と、鉄道気象連絡会会長との間で交わされた鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定（昭和63年3月17日）により、銚子地方気象台から千葉地方部会の機関へ行われる通報であり、次の事項を通報することとなっている。

ア 気象警報

イ 気象注意報

ウ 気象情報

エ 台風情報

また、千葉県地方部会の機関から銚子地方気象台へ次の事項を通報することとなっている。

ア 鉄道気象観測報

イ 鉄道災害報

③ 電力気象通報

気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に取り交わされた電力気象通報の取扱いに関する申し合せ（昭和46年3月25日）に基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、行われる通報であり、次の事項を通報することとなっている。

なお、千葉県における通報担当官署は、気象庁本庁となっている。

ア 雷雨に関する情報

イ 台風、大雨等気象現象に関する情報

ウ 雨及び雪に関する情報

エ その他必要とする事項

④ 大気汚染気象通報

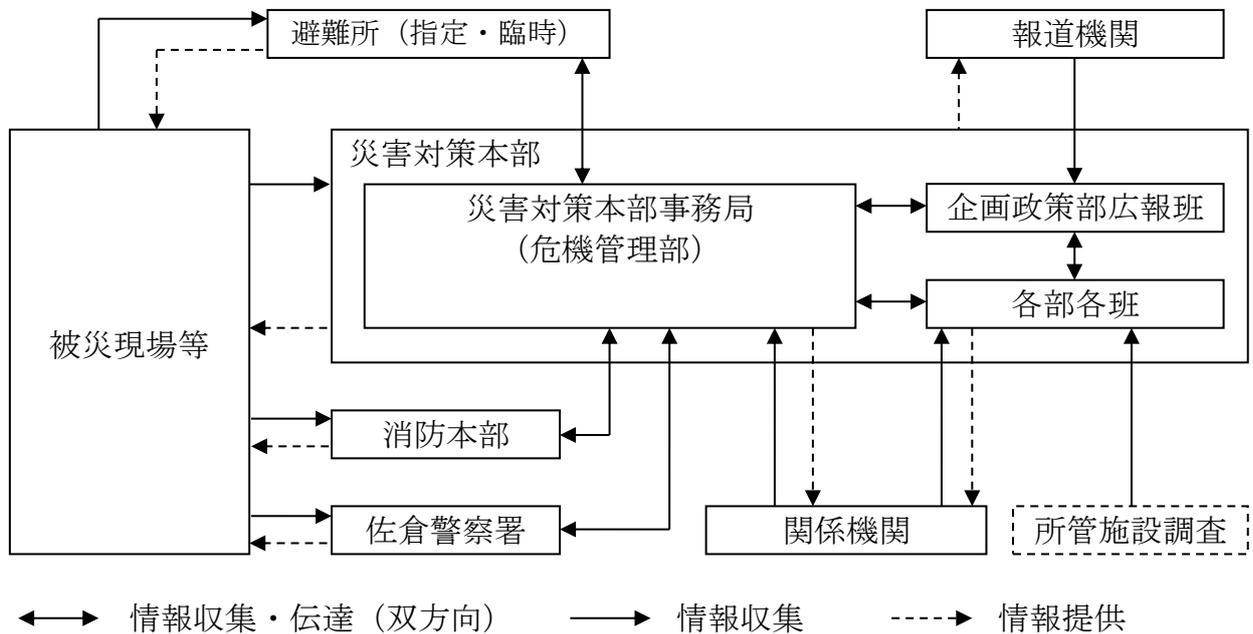
千葉県公害防止担当機関に対し、行われる通報であり、次の大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する通報を行うこととなっている。

- ア 大気汚染気象予報
- イ スモッグ気象情報

3. 佐倉市における被害情報等の収集・伝達

(1) 被害情報等の情報収集・伝達系統

風水害等災害発生時における佐倉市の情報収集・伝達系統は、主に次のとおりとする。
 なお、情報収集・伝達にあたっては、市防災行政無線、電話、FAX、携帯電話、PHS、職員全員に業務用として配付しているパソコンを使用した庁内ネットワークやインターネット等によるほか、庁用車、バイク、自転車、徒歩等により実施する。



(2) 被害情報等の把握

応急対策活動、広域応援要請等を実施するうえで必要となる概括的な被害状況について、風水害等災害発生直後から把握する。

① 情報等把握責任者の選任

市は、次の基準により、被害情報等の把握に係る責任者を定める。

ア 総括責任者

市における被害情報等を総括する責任者は、危機管理部長とする。

イ 取扱責任者

市における被害情報等の把握事務を取り扱う責任者として、原則として各部長を取扱責任者とする。

また、指定避難所においては、避難所長を取扱責任者とする。

なお、災害対策本部長（市長）は、臨時避難所を開設する場合、臨時避難所派遣職員を派遣し、派遣の際に避難所長相当職員を指名するものとしていることから、臨時避難所においては、避難所長相当職員を取扱責任者とする。

② 概括的被害情報等の収集・報告

取扱責任者は、住民等からの通報により収集した情報を災害対策本部事務局（危機管理部防災班）に報告する。なお、各部取扱責任者は、自己の部に属さない被害情報であっても、緊急の通報等を受けた場合は、速やかに担当部に連絡するとともに、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告する。

また、企画政策部広報班は、テレビ・ラジオ、新聞等の報道による情報を収集し、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告する。

③ 概括的被害情報等調査の実施

取扱責任者は、事務分掌に基づき概括的な被害情報等調査を実施するとともに、関係機関より情報収集を実施する。なお、概括的被害情報等調査は、人命に関わること又は二次被害の防止上重要なことを調査するものとし、主に次の情報を収集・調査する。

なお、専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、部内他班と協力し、概括的な被害情報等調査を実施する。

また、指定避難所及び臨時避難所においては、概括的被害情報等調査として、各指定避難所、臨時避難所における避難者情報等を収集する。

- ア 死亡者、行方不明者、傷病者等の情報（住民等の安否情報）
- イ 庁舎等防災対策施設の被害情報（災害対策実施能力の現況を含む）
- ウ 道路・橋梁等の被害情報
- エ 河川・調整池等の被害情報
- オ 土砂災害危険箇所等災害危険箇所の被害情報（人的被害に関わる範囲）
- カ ライフライン施設の被害情報
- キ 建物の被害情報（被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）の実施）
- ク 宅地等の被害情報（宅地危険度判定の実施）
- ケ 医療機関等救助救護施設の被害情報（対策実施能力の現況を含む）
- コ 産業施設等の被害情報
- サ その他災害の発生拡大防止措置上必要な情報

⑤ 概括的被害情報等の整理・報告

災害対策本部事務局（危機管理部）は、各取扱責任者より報告のあった概括的被害情報等を整理し、災害対策本部に報告する。

また、災害対策本部事務局（危機管理部）は、整理した情報を千葉県本部事務局（防災危機管理部防災対策課）へ報告する。報告の手続き等については、「4. 国、県及び防災関係機関との被害情報等の収集・報告」に定めるところによる。

⑤ 詳細被害情報等調査の実施

災害発生後の早い段階から、次に示す点について詳細な被害情報等の調査・把握を行う。

なお、調査事項によっては、概括的被害情報等調査と重複する事項もあるため、他の概括的被害情報等調査と合わせて実施する。

把握する内容		担当部等
人的被害	死者、行方不明者の状況	危機管理部 福祉部福祉班 健康推進部医療防疫班
	負傷者の状況	危機管理部 健康推進部医療防疫班

※ 人的被害については、本人又は遺族からの情報提供、千葉県警察佐倉警察署又は佐倉市八街市酒々井町消防組合との情報共有や医療機関等からの情報提供により把握を行う。

また、市民部市民窓口班は、災害を原因とする死亡届が提出された場合、災害弔慰金等の支給がある旨を伝えるとともに、危機管理部に情報提供をするよう案内を行う。

把握する内容		担当部等
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	危機管理部
	被災宅地危険度判定	都市部宅地危険度判定班
非住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	危機管理部
	被災宅地危険度判定	都市部宅地危険度判定班
公共建築物被害	公共建物（庁舎、保育園等）	資産経営部市有建築物班 所管施設を有する各部
その他被害	田畑、農業用施設の被害状況	産業振興部農政対策班
	文教施設の被害状況	教育委員会各班
	医療機関の被害状況	健康推進部医療防疫班
	道路、橋梁の被害状況	土木部道路班
	水路、調整池等の被害状況	土木部土木班
	公共下水道施設の被害状況	上下水道部
	上水道施設の被害状況	上下水道部
	ごみ処理施設等の被害状況	環境部廃棄物対策班
	電気、ガス、鉄道等の被害状況	危機管理部 関係機関
罹災状況	罹災世帯数、罹災者数	危機管理部
被害金額	公共文教施設の被害金額	教育委員会各班
	農業用施設の被害金額	産業振興部農政対策班
	その他公共施設の被害金額	資産経営部管財班 各部
	農林・商工の被害金額	産業振興部各班
火災発生	火災発生件数	佐倉市八街市酒々井町消防組合
避難状況、応急対策の状況	指定緊急避難場所、指定避難所等の状況	危機管理部 各避難所
	要配慮者の避難状況	福祉部福祉班 こども支援部各班 企画政策部広報班
	応急給水	上下水道部
	炊き出しその他による食品給与状況	危機管理部 各避難所
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	健康推進部医療防疫班
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	危機管理部

⑥ 詳細被害情報等の整理・報告

災害対策本部事務局（危機管理部）は、各取扱責任者より報告のあった詳細被害情報等を整理し、災害対策本部に報告する。

また、災害対策本部事務局（危機管理部）は、整理した情報を千葉県本部事務局（防災危機管理部防災対策課）へ報告する。報告の手続き等については、「4. 国、県及び防災関係機関との被害情報等の収集・報告」に定めるところによる。

このほか、災害対策本部事務局（危機管理部）は、必要に応じて「災害関連情報、配備指令等の状況報告書」、「被害分布状況報告書」等を作成し、災害対策本部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

⑦ 応援の要請

市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、災害対策本部事務局（危機管理部）は、県に対して応援要請を行う。

なお、応援要請の方法等については、「第4節 応援の要請・受入れ」に定めるところによる。

⑧ 収集報告にあたって留意すべき事項

ア 情報収集にあたっては、効果的な被害状況等の収集活動に努めるほか、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報等の被害規模を推定するための概括的な情報の収集に特に配慮する。

イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施するうえで重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

ウ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

エ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

オ 罹災世帯・罹災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合することにより、正確を期する。

(3) 被害情報等の提供

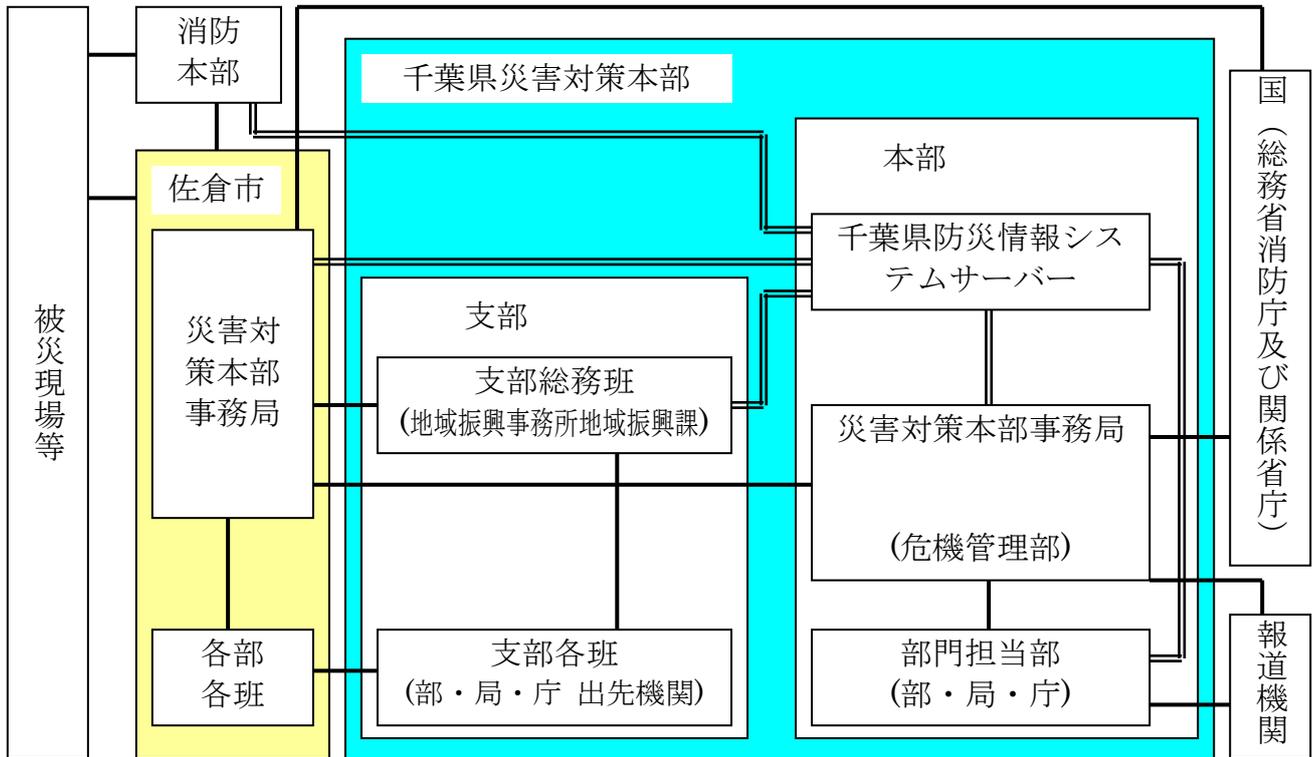
市は、関係機関と協力のうえ、住民等に対し、被害情報や避難状況、応急対策の状況について提供を行う。

なお、被害情報等提供の方法等については、「第6節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

4. 国、県及び防災関係機関との被害情報等の収集・報告

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



==== 千葉県防災情報システムによる報告ルート

— 電話・FAX等による報告ルート

- ※ 千葉県本部事務局：千葉県災害対策本部事務局（千葉県災害対策本部未設置の場合は、防災危機管理部防災対策課）
- 千葉県部門担当部：千葉県災害対策本部の部（千葉県災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）
- 千葉県支部総務班：千葉県災害対策本部支部総務班（千葉県災害対策本部未設置の場合は印旛地域振興事務所地域防災課）
- 佐倉市本部事務局：佐倉市市災害対策本部事務局（佐倉市災害対策本部未設置の場合は、危機管理部）
- 佐倉市各部各班：佐倉市災害対策本部組織における部・班（佐倉市災害対策本部未設置の場合は、部・室・事務局・課）
- 消 防 本 部：佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

(2) 報告手続等

① 報告基準

市は、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」に基づき、次の基準に該当する災害の場合、千葉県本部事務局（防災危機管理部防災対策課）へ報告する。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、千葉県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの

オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

② 報告の種別等

千葉県本部事務局（防災危機管理部防災対策課）への報告の種別、時期及び方法は、別表1「報告一覧」のとおりとする。

③ 報告すべき事項

市が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害の状況（被害の程度等は別表2「被害の認定基準」に基づき判定する。）

オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

1) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

2) 主な応急措置の実施状況

3) その他必要事項

カ 災害による住民等の避難の状況

キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

ク その他必要事項

(3) 市が実施する情報収集報告

市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、「2. 気象情報等の収集・伝達」及び「3. 佐倉市における被害情報等の収集・伝達」に定めるところにより、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、電話、FAX等により千葉県本部事務局（防災危機管理部防災対策課）に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

(4) 防災関係機関が実施する情報収集報告

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、市及び防災関係機関に報告又は通報を行う。

また、各種情報の収集にあたっては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

(5) 千葉県危機管理情報共有要綱

佐倉市地域防災計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、千葉県が定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(6) 報告責任者の選任

市及び防災関係機関は、次のとおり、被害情報等の報告に係る責任者を定める。

① 総括責任者

市及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する責任者として、市及び防災関係機関において1名選任する。

なお、市における総括責任者は、危機管理部長とする。

② 取扱責任者

市及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う責任者として、市及び防災関係機関において所掌事務等を勘案して選任する。

なお、市における取扱責任者は、原則として各部長とする。

(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

勤務時間内において、国（総務省消防庁）又は県（千葉県本部事務局（防災危機管理部防災対策課））へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

① 総務省消防庁

ア 消防防災無線（千葉県防災行政無線を使用）

電 話	120-90-49013（地上系）	（消防庁応急対策室）
	048-500-90-49013（衛星系）	（ " ）
F A X	120-90-49033（地上系）	（ " ）
	048-500-90-49033（衛星系）	（ " ）

イ 一般加入電話

電 話	03-5253-7527（消防庁応急対策室）
F A X	03-5253-7537（ " ）

② 千葉県

ア 千葉県防災行政無線

電 話	500-7320（地上系）	（防災危機管理部防災対策課）
	012-500-7320（衛星系）	（ " ）
F A X	500-7298（地上系）	（ " ）
	012-500-7298（衛星系）	（ " ）

イ 一般加入電話

電 話	043-223-2175（防災危機管理部防災対策課）
F A X	043-222-1127（ " ）

(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（千葉県本部事務局（防災危機管理部防災対策課））へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

① 総務省消防庁

ア 消防防災無線（千葉県防災行政無線を使用）

電 話	120-90-49102（地上系）	（消防庁宿直室）
	048-500-90-49102（衛星系）	（ " ）
F A X	120-90-49036（地上系）	（ " ）
	048-500-90-49036（衛星系）	（ " ）

イ 一般加入電話

電 話	03-5253-7777（消防庁宿直室）
-----	----------------------

F A X 03-5253-7553 (")

② 千葉県

ア 千葉県防災行政無線

電 話 500-7225 (地上系) (危機管理課内 千葉県防災行政無線統制室)

012-500-7225 (衛星系) (")

F A X 500-7110 (地上系) (")

012-500-7110 (衛星系) (")

イ 一般加入電話

電 話 043-223-2178 (危機管理課内 千葉県防災行政無線統制室)

F A X 043-222-5219 (")

別表1 報告一覧

報告の種類		報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告		市 消防本部	①庁舎等の状況 ②災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 ③応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 ④措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]
		防災関係機関	個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等	①覚知後直ちに ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]
災害総括報告	定時報告	市	被害情報及び措置情報の一般的な情報を定時に報告 ①被害情報 市域の人的被害、住家被害及びその他施設等の一般的な被害状況(件数) ②措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
災害総括報告	確定時報告	市	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告 本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること ①被害情報 市内の一般的な被害状況(件数) ②措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況 ③被害額情報 市内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [端末入力及び文書]
	年報		4月1日現在で明らかになった前年の1月1日から12月31日現在までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]

報告の種類	報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害詳細報告	市	災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
	防災関係機関	各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の状況及び復旧見込等について報告	①・②同上 [電話、FAX]

※防災関係機関とは、指定公共機関、指定地方公共機関、輸送関連施設管理者、ライフライン機関及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。

別表2 被害の認定基準

区 分		認 定 基 準
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満とする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊割合がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。	

住家被害	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。	
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。		
罹災者	罹災世帯の構成員とする。		
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。	
	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。	
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。	
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（20人以上の患者を入院させるためのを有するもの）とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	

	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。
その他被害	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック・石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害金額	共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。

	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
被害金額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第3節 水防活動

《基本方針》

河川等の洪水、決壊、溢水による水害及び内水はん濫による水害を防止し、被害を最小限に抑制するため、的確な気象情報等の収集・把握、降雨の状況や水位変動の把握、災害危険箇所の巡視・点検、水防応急措置の実施等の状況に応じた水防活動を行う。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、土木部土木班、道路班、各部水防班
 佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団
 千葉県、関係機関

1. 水防活動に関する基本的な考え方

（1）水防活動に関する責任等

水防活動については、災害対策基本法のほか、水防法に規定されているところであり、市町村長の責務とされている。

なお、水防法に定める水防活動の多くは、基本的に河川等の管理者が実施する活動であるが、水防活動には多くの人員を要することから、佐倉市においては、これを補佐する組織として、佐倉市職員にて構成される「佐倉市水防班」を特別配備として組織するとともに、その事務局を災害対策本部事務局に置く。

また、消防組織法において、「水防」は、消防の任務に含まれており（消防組織法第1条）、地域の総合的な防災組織である消防団についても、水防活動を実施する。

このほか、印旛沼土地改良区や鹿島川土地改良区等の関係機関は、農業用排水施設等の管理者として、当該施設を原因とする水害を防止するための活動を実施する。

（2）主な水防活動

主な水防活動としては、次のような活動がある。

なお、各水防活動の具体的な内容等については、「3. 水防活動の内容」に定めるところによる。

① 水防措置

- ア 河川等の巡視
- イ 積土のう等の水防工法による応急措置
- ウ 水門・樋門等の開閉
- エ ポンプ排水

② 警戒区域の設定

③ 住民に対する広報

④ 被災者の救助、避難誘導

2. 水防活動実施体制

（1）気象情報等の収集・伝達

① 気象情報等の収集

危機管理部は、迅速な水防活動を実施するため、「第2節 情報の収集・伝達・報告」に定めるところにより、気象庁の発表する気象注意報、警報、特別警報等を速やかに収集する。

② 水防警報等の収集

水防法の規定により、知事は、指定した河川、湖沼又は海岸について洪水又は高潮等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めるときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならないとされていることから、危機管理部は、水害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、県と緊密に連絡して、水防警報等を収集する。

なお、佐倉市内において、知事が水防法第16条の規定により水防警報を発し、同法第13条の2の規定により水位情報の通知及び周知が行われる河川は、次のとおりである。

河川名	観測所	水防団待機 (通報) 水位 (m)	はん濫注意 (警戒) 水位 (m)	避難判断 (特別警 戒) 水位 (m)	はん濫危険 (計画高水位) 水位 (m)	水防警戒区間
高崎川	鐺木橋	3.50	4.00	4.80	4.80	佐倉市高岡 (JR 橋梁下 流) ～ 鹿島川合流点

③ 河川水位等の収集

危機管理部は、千葉県防災情報システム、民間気象情報サービスシステム等を通じて、河川等の水位を収集するほか、必要に応じ、第1配備職員、第2配備職員又は水防班員を現地に派遣することにより、被害の発生状況や水位等の情報を収集する。

(2) 水防活動実施体制

① 水防準備体制

ア 配備時期

次が該当する場合とする。

- 1) 佐倉市に「大雨注意報」、「洪水注意報」が発表され、危機管理部長が必要と認めた場合

イ 配備内容

- 1) 災害対策本部事務局

危機管理部職員は、あらかじめ定められた出動職員編成に基づき、参集し、情報収集・連絡活動等を実施する。

② 水防注意体制

ア 配備時期

次のうち、1以上が該当する場合とする。

- 1) 佐倉市に「大雨、洪水警報」が発表された場合（自動配備）
- 2) 深夜から明け方に大雨、洪水警報の発表が予想され、危機管理部長が必要と認めた場合

イ 配備内容等

- 1) 災害対策本部事務局（危機管理部）

危機管理部職員は、参集し、情報収集・連絡活動等を実施する。

2) 土木部土木班、道路班

土木部土木班及び道路班の職員のうち指名された職員は、各職場に参集し、出動体制を整え各職場にて待機する。

災害対策本部から指示のあった場合（本部設置前にあつては、危機管理部から依頼があった場合）は、「第1節 活動組織設置・組織動員」に定める事務分掌に基づいた対応を行う。

また、災害対策本部からの指示のない場合（本部設置前にあつては、危機管理部から依頼のない場合）においても、降雨状況等を勘案し、土木部長の判断のもと、必要に応じて対応を行う。

その他の職員は、自宅待機とし、連絡のとれる体制をとる。

3) 水防班

各部水防班の職員のうち指名された職員は、各職場に参集し、出動体制を整え各職場にて待機する。

災害対策本部から指示のあった場合（本部設置前にあつては、危機管理部から依頼があった場合）は、水位情報等の収集及び担当河川・地区周辺の巡視を行う。

また、災害対策本部からの指示のない場合（本部設置前にあつては、危機管理部から依頼のない場合）においても、降雨状況等を勘案し、現地指揮者の判断のもと、必要に応じて担当河川・地区周辺の巡視を行う。

その他の水防班員は、自宅待機とし、連絡のとれる体制をとる。

4) 消防団

消防団本部事務局（危機管理部）からの連絡により、責任者に指名された団員は、水位情報等の収集・担当河川周辺の巡視を行う。

その他の団員は、自宅又は機庫に待機し、出動待機体制をとる。

③ 水防警戒体制

ア 配備時期

次のうち、1以上が該当する場合とする。

- 1) 佐倉市に、土砂災害警戒情報が発表されたとき（自動配備）
- 2) 佐倉市に「大雨、洪水警報」が発表され、危機管理部長が必要と認めた場合
- 3) 高崎川（鏑木橋水位観測所）の水位が4.0m（氾濫注意水位）を超え、危機管理部長が必要と認めた場合
- 4) 高崎川（鏑木橋水位観測所）の水位が4.8m（氾濫危険水位）を超えた場合（自動配備）

イ 配備内容等

1) 災害対策本部事務局

危機管理部職員は、参集し、情報収集・連絡活動等を実施する。

なお、危機管理部職員のみで、対応が困難な場合は、本部付き職員を動員するほか、市民部市民窓口班（市民課）、市民部健康保険班（健康保険課）及び市民生活班（自治人権推進課）に対し、応援職員の派遣を要請する。

2) 土木部土木班、道路班

土木部土木班及び道路班の職員のうち指名された職員は、各職場に参集し、出

動体制を整え各職場にて待機する。

災害対策本部から指示のあった場合（本部設置前にあつては、危機管理部から依頼があった場合）は、「第1節 活動組織設置・組織動員」に定める事務分掌に基づいた対応を行う。

また、災害対策本部からの指示のない場合（本部設置前にあつては、危機管理部から依頼のない場合）においても、降雨状況等を勘案し、土木部長の判断のもと、必要に応じて対応を行う。

その他の職員は、自宅待機とし、連絡のとれる体制をとる。

3) 水防班

各部水防班員のうち、現地指揮者及び巡視班は、水位情報等の収集及び担当河川・地区周辺の巡視を行う。

その他の水防班員は、各職場に参集し、出動体制を整え各職場にて待機する。

災害対策本部からの指示のあった場合（本部設置前にあつては、危機管理部からの依頼のあった場合）は、現地に出動し、各担当業務に従事する。

また、災害対策本部から指示のない場合（本部設置前にあつては、危機管理部からの依頼のない場合）においても、降雨状況や被害状況等を勘案し、緊急性を要すると現地指揮者が判断するときは、災害対策本部からの指示（本部設置前にあつては、危機管理部からの依頼）を待たずして、各担当業務に従事する。

4) 消防団

消防団責任者は、消防団本部事務局（危機管理部）からの連絡により、現地（担当河川又は災害発生場所）に出動し、水防班と合流し、今後の対応について協議する。

団員は、消防団責任者の指揮のもと、水防活動等を行う。

(3) 佐倉市八街市酒々井町消防組合への出動及び応援要請

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、災害の状況により独自に災害現場に出動し、水防活動を実施するところであるが、災害の規模により災害対策本部だけでは対処できないと災害対策本部長（市長）が判断したときは、災害対策本部事務局（危機管理部）を通じて佐倉市八街市酒々井町消防組合に対して、出動及び応援の要請を行う。

(4) 職員等の安全確保

災害対策本部長（市長）をはじめ、水防活動の実施の責任を有する者は、水防活動に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

また、避難誘導等を行う際も、職員等の安全を確保しなければならない。

3. 水防活動の内容

(1) 水防措置

別に定める「佐倉市災害対策本部水防活動要領」による。

(2) 警戒区域の設定

「第7節 応急避難」に定めるところによる。

(3) 住民等に対する広報

市は、関係機関と協力のうえ、住民等に対し、被害情報や避難状況、水防活動実施状況等について情報提供を行う。

なお、広報の方法等については、「第6節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

(4) 被災者の救助、避難誘導

被災者の救助については、「第12節 消火・救助対策」に定めるところによる。

また、避難誘導については、「第7節 応急避難」に定めるところによるほか、避難先となる避難所の設置・管理については、「第8節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

4. 水防配備の解除

水防管理者（市長）は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

なお、配備を解除したときは、印旛土木事務所を通じ、指揮監（千葉県県土整備部河川環境課長）に報告するほか、千葉県警察佐倉警察署、佐倉市八街市酒々井町消防組合、その他関係機関に対し、配備を解除した旨を連絡する。

第4節 応援の要請・受入れ

地震災害対策編 第3章 第3節に準じる。

第5節 自衛隊への災害派遣要請

地震災害対策編 第3章 第4節に準じる。

第6節 災害広報・広聴対策

地震災害対策編 第3章 第5節に準じる。

第7節 応急避難

地震災害対策編 第3章 第6節に準じる。

第8節 避難所の設置・管理

地震災害対策編 第3章 第7節に準じる。

第9節 広域避難の要請・受入れ

地震災害対策編 第3章 第8節に準じる。

第10節 帰宅困難者等対策

地震災害対策編 第3章 第9節に準じる。

第11節 要配慮者への対応

地震災害対策編 第3章 第10節に準じる。

第12節 消火・救助対策

地震災害対策編 第3章 第11節に準じる。

第13節 医療救護

地震災害対策編 第3章 第12節に準じる。

第14節 安全確保対策

地震災害対策編 第3章 第13節に準じる。

第15節 住家等の被害認定調査・罹災証明書等の発行

地震災害対策編 第3章 第14節に準じる。

第16節 災害救助法の適用

地震災害対策編 第3章 第15節に準じる。

第17節 緊急輸送活動・交通の機能確保

地震災害対策編 第3章 第16節に準じる。

第18節 緊急物資の供給

地震災害対策編 第3章 第17節に準じる。

第19節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等

地震災害対策編 第3章 第18節に準じる。

第20節 行方不明者及び遺体の捜索・収容・処理及び埋葬

地震災害対策編 第3章 第19節に準じる。

第21節 環境対策

地震災害対策編 第3章 第20節に準じる。

第22節 保健衛生活動

地震災害対策編 第3章 第21節に準じる。

第23節 ライフラインの応急対策

地震災害対策編 第3章 第22節に準じる。

第24節 応急教育等

地震災害対策編 第3章 第23節に準じる。

第25節 応急公用負担等

地震災害対策編 第3章 第24節に準じる。

第26節 ボランティア協力対策

地震災害対策編 第3章 第25節に準じる。

風水害等災害対策編

第4章

災害復旧計画

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧・復興本部設置	風-4-2
第2節 復興計画の策定等	風-4-2
第3節 被災者の生活確保	風-4-2
第4節 義援金品の配布等	風-4-2
第5節 公営住宅の建設等	風-4-2
第6節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	風-4-2
第7節 ライフライン関連施設等の復旧対策	風-4-2
第8節 激甚災害の指定	風-4-2

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧・復興本部設置

地震災害対策編 第4章 第1節に準じる。

第2節 復興計画の策定等

地震災害対策編 第4章 第2節に準じる。

第3節 被災者の生活確保

地震災害対策編 第4章 第3節に準じる。

第4節 義援金品の配布等

地震災害対策編 第4章 第4節に準じる。

第5節 公営住宅の建設等

地震災害対策編 第4章 第5節に準じる。

第6節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

地震災害対策編 第4章 第6節に準じる。

第7節 ライフライン関連施設等の復旧対策

地震災害対策編 第4章 第7節に準じる。

第8節 激甚災害の指定

地震災害対策編 第4章 第8節に準じる。